

JA山梨信連からのお知らせ

# Disclosure 2015

# CONTENTS

ごあいさつ ..... 2

## 経営

1. 経営理念・経営方針 ..... 3  
2. リスク管理の状況 ..... 4  
3. JA グループ・JA バンクシステム ..... 11  
4. 事業の概要 ..... 13  
5. 地域貢献情報 ..... 19  
6. トピックス ..... 22

## 業務内容

7. 主な事業の内容 ..... 24

## 当会の組織

8. 組織等について ..... 30  
9. 沿革・歩み ..... 32

## 資料編

10. 経営資料編 ..... 33  
索引 ..... 74





本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した  
ディスクロージャー資料です。  
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

## ごあいさつ



経営管理委員会会長

廣瀬 久信



代表理事理事長

岩下 邦夫

みなさまには、日頃より山梨県信用農業協同組合連合会（愛称 JA バンク山梨信連）をお引き立ていただき、厚くお礼申しあげます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、県下 JA とともに農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただいております。

これもひとえに、ご利用いただいているみなさまのご愛顧ご支援の賜と深く感謝申しあげます。

平成 26 年度の日本経済は、4 月の増税に伴う反動減もあり、2 四半期連続のマイナス成長となりましたが、政府による経済立て直しを最優先とする政策運営もあり、年度後半には個人消費の持ち直しなどにより、緩やかながらも回復基調に転換しました。

農業においては、食の安全・安心への関心の高まりにより、安全な国内農畜産物への需要が強まる一方、農業者の高齢化による生産量の減少や、安価な海外農産物の増加により、農業の収益性は伸び悩んでおり、農業の活性化と所得向上の実現が求められています。

このような状況のなか、平成 27 年度は当会の中期経営計画「次代へつなぐ JA バンク山梨」（平成 25 年度～27 年度）の最終年度として、農業金融への取組強化を最重要課題とし、農業メインバンクとしての役割を最大限に發揮することを目指してまいります。

本年度も当会の経営方針や業績、ならびに 1 年間の活動状況をみなさまにご紹介するためディスクロージャー誌「JA 山梨信連からのお知らせ」を作成いたしました。

これによりみなさまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会の果たすべき公共的使命と社会的責任を深く認識し、農業および地域社会の発展に貢献できますよう、役職員一丸となって JA バンクの健全性確保、収益力の向上、業務の効率化への取り組みに努めてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

平成 27 年 7 月

経営管理委員会会長 廣瀬 久信  
代表理事理事長 岩下 邦夫

## 経営理念

当会は、JA バンク会員である県内の JA と一緒に、「JA バンク山梨」として、相互扶助の精神のもと発展していくことを共通の理念とする農業系金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、JA グループの一員として、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業強化の支援を行い、山梨県の農業と地域経済の発展に貢献し、JA 組合員をはじめ県内の皆様の期待と信頼に応えることを使命としております。

## 経営方針

当会は、県内 JA が農家組合員および地域の皆様からお預かりした貯金など、安定的な資金調達基盤を背景に資金の効率的運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、会員への安定的な収益還元と機能提供に努めています。当会の資金は、農業に関連する融資をはじめ、地元企業や地方公共団体等にもご活用いただき、JA 組合員および地域の人々に対する豊かな暮らしの実現と農業の発展に貢献する事業の展開を目指しております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった分野も含めて、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでまいります。

# リスク管理の状況

## リスク管理体制

### ●リスク管理基本方針

金融市場の急速な変化により、金融機関が抱えるリスクは多様化、複雑化し、様々なリスクへの適切な対応が求められています。

当会では、経営の健全性の確保と安定性を維持するために、リスク管理を経営の最重要課題であると認識し、リスクの種類やリスク管理の組織体制などリスクマネジメントの枠組みを定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定しています。

この方針に基づき、様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスク制御と収益性のバランスを図るなどリスク管理の高度化・強化に取り組んでいます。

リスク管理委員会は、関係各部署の代表者によって構成される組織横断的な協議体であり、リスクの統一的・網羅的な把握と、対応策の検討や方針の策定を行い、ALM委員会ではより具体的なマネジメント、ALM管理、収支管理などを行っています。

また、リスクマネジメントの有効性を検証するため、被監査部門から独立した監査室による定期的・計画的な内部監査を実施しています。

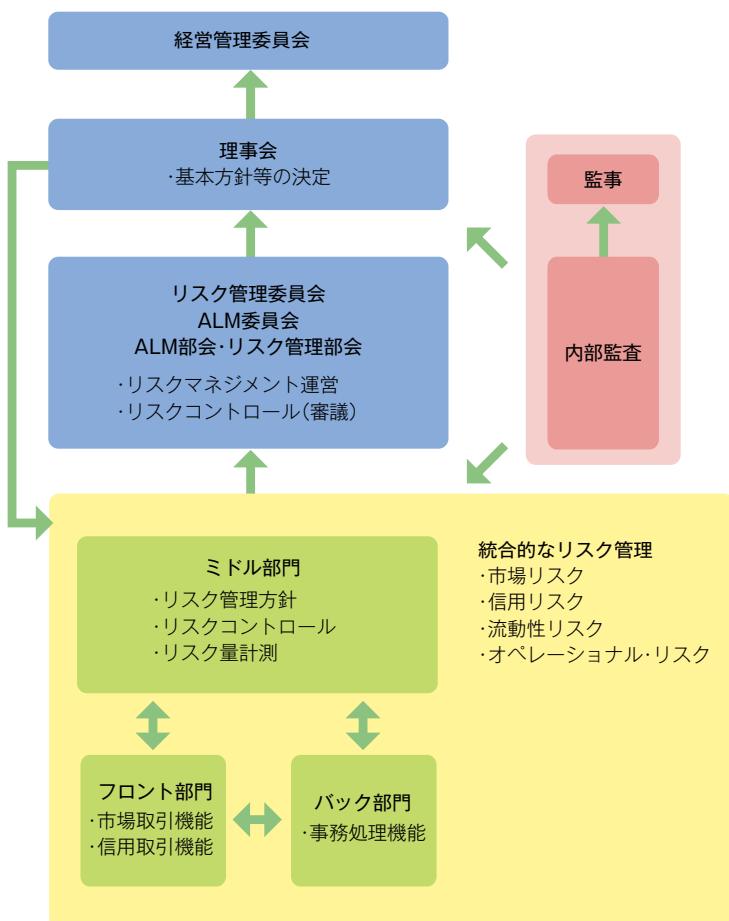
市場リスクに関するリスクマネジメントは、経営体力の範囲内において効率的な運用を行うことを基本にリスクコントロールに努めています。具体的には、VaR（バリューアットリスク）計測に基づくリスク量が、自己資本等の経営体力を勘案して設定された許容量に収まるよう管理を行っています。また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、フロント部門から独立したミドル部門においてモニタリングし管理を実施しています。

信用リスク管理は、信用リスク取引のフロント部門から独立した部署において個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた無担保与信限度額の管理および自己査定における第2次査定を実施し、相互に牽制することによりリスクマネジメントを行うことを基本としています。また、特定の取引先や業種に対する与信集中についても限度を定めリスク分散に努めています。

流動性リスクの管理は、ALM委員会での系統資金動向等の把握・管理および資金繰り管理部門と資金繰りリスク管理部門を分離し相互の連携による管理を行い、モニタリング部門の牽制により流動性リスクの発現を抑制する体制としています。

オペレーション・リスク管理は、リスクカテゴリーが事務リスクや法務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等多岐にわたるため、各部門で業務に内在するリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合の影響度合いによりマネジメント対象を選別し、対応方針を定めその発現を抑制することを基本の方針としています。

### ●リスク管理体制図





## 法令遵守体制

### ●コンプライアンス基本方針

山梨県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます）は農業協同組合法をはじめ、民法や商法、政省令など様々な法令の適用を受けており、また公共性の高い信用事業を営むうえで、会員やお客さまからの高い信頼を得るためにもコンプライアンスは経営の最重要事項の一つであると考えています。

このため、役職員の行動規範として「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、設立の意義や社会的使命の達成に向けて努力しております。

#### ◇コンプライアンスにかかる基本方針

1. 山梨県信連の社会的責任と公共的使命の認識
2. 会員等のニーズに適した質の高い金融サービスの提供
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 反社会的勢力の排除
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
6. 職員の人権の尊重等
7. 環境問題への取り組み
8. 社会貢献活動への取り組み

### ●コンプライアンス運営態勢

内部組織として、統括部署を設けるとともに専務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、経営層との意思疎通を図りつつ全会的な向上に取り組んでいます。

取り組み方法としては、毎年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、その実行と検証・評価等を通じ意識の徹底と高揚に努めております。今年度も、役職員の階層別研修や通信教育の受講、各部門内でのコンプライアンス活動やコンプライアンスオフィサー資格の取得などを計画しており、その実行状況は統括部署、コンプライアンス委員会などでそれぞれ検証していきます。

## 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 個人情報保護方針

当会は、利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

### 1. 関係法令等の遵守

当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

### 2. 利用目的

当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。

なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

### 3. 適正取得

当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。

### 5. 第三者提供の制限

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

### 6. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

### 7. 開示・訂正等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

### 8. 苦情窓口

当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

### 9. 繼続的改善

当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

### ①開示等の求めのお申出先窓口

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申出下さい。なお、取引内容等に関するご照会は、直接取引窓口にお尋ね下さい。

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号  
山梨県信用農業協同組合連合会

- ・貯金業務に関する窓口 業務部 055-223-3516
- ・融資業務に関する窓口 営業部 055-223-3521
- ・農業金融業務に関する窓口 農業金融部 055-223-3526
- ・その他の窓口 リスク管理部 055-223-3513

### ②保有個人データの取扱いや個人データの安全管理等に関する苦情等のお申出先窓口

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号  
山梨県信用農業協同組合連合会

リスク管理部 055-223-3513



## 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

#### (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

#### (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

○接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

### 3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

#### (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

(3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

(4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

(5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

### 4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

(1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

(2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法  
(ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

### 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

### 6. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

### 7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA山梨信連 総務部(055-223-3514)までご連絡ください。

## 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための体制整備に努めます。

## 金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には、
  - (1)関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2)融資担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、融資担当部署に「金融円滑化管理担当者」を設置して、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。



## 反社会的勢力等との関係遮断に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

1. 当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

2. 当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて一切の関係を遮断するとともに、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

3. 当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

4. 当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

5. 当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

6. 当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、すみやかに適切な措置を行い、すみやかに主務省に届出を行います。

※ 「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

## 貸出についての考え方

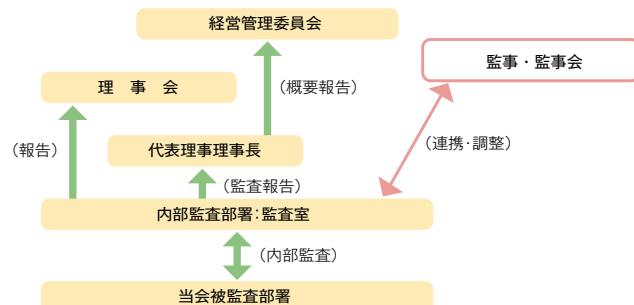
当会は、JAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な資金を安全にお預かりするとともに、農業関連に対する貸出はもとより、地元企業や公共団体などの幅広いニーズに対応し、農業をはじめとする地域産業の育成・成長やJA組合員および地域経済の発展に寄与するための融資を積極的に行ってまいります。

## 内部監査体制

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、業務部署から独立した部署として「監査室」を設置しています。監査室では定期的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っております。

内部監査は、年度の監査計画に基づき、当会の全部署すべての業務を対象とし実効性のある内部監査を行っております。監査結果は、定期的に理事会、経営管理委員会に報告し、指摘事項の改善整備状況について定期的にフォローアップを実施しております。

### ●内部監査体制図



## 財務報告の信頼性確保と内部統制強化

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、内部統制に関する基本方針を制定しています。

なお、財務報告に係る内部統制の有効性については、毎年整備・運用状況の評価を行い、「財務報告の信頼性」確保に努めております。

## 金融ADR制度への対応

### 1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともにJAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

#### ○当会の苦情等受付窓口

電話

- ・貯金業務に関する窓口 業務部 055-223-3516
- ・融資業務に関する窓口 営業部 055-223-3521
- ・農業金融業務に関する窓口 農業金融部 055-223-3526
- ・その他の窓口 リスク管理部 055-223-3513

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

#### ○山梨県JAバンク相談所

電話 055-222-7700

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

### 2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

なお、下記弁護士会の利用に際しては、当会の苦情等受付窓口または山梨県JAバンク相談所にお申し出下さい。

#### ○山梨県弁護士会民事紛争処理センター

電話 055-235-7202

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

#### ○東京弁護士会紛争解決センター

電話 03-3581-0031

受付時間 9:30~15:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

#### ○第一東京弁護士会仲裁センター

電話 03-3595-8588

受付時間 10:00~12:00 13:00~16:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

#### ○第二東京弁護士会仲裁センター

電話 03-3581-2249

受付時間 9:30~12:00 13:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)



# JA グループ・JA バンクシステム

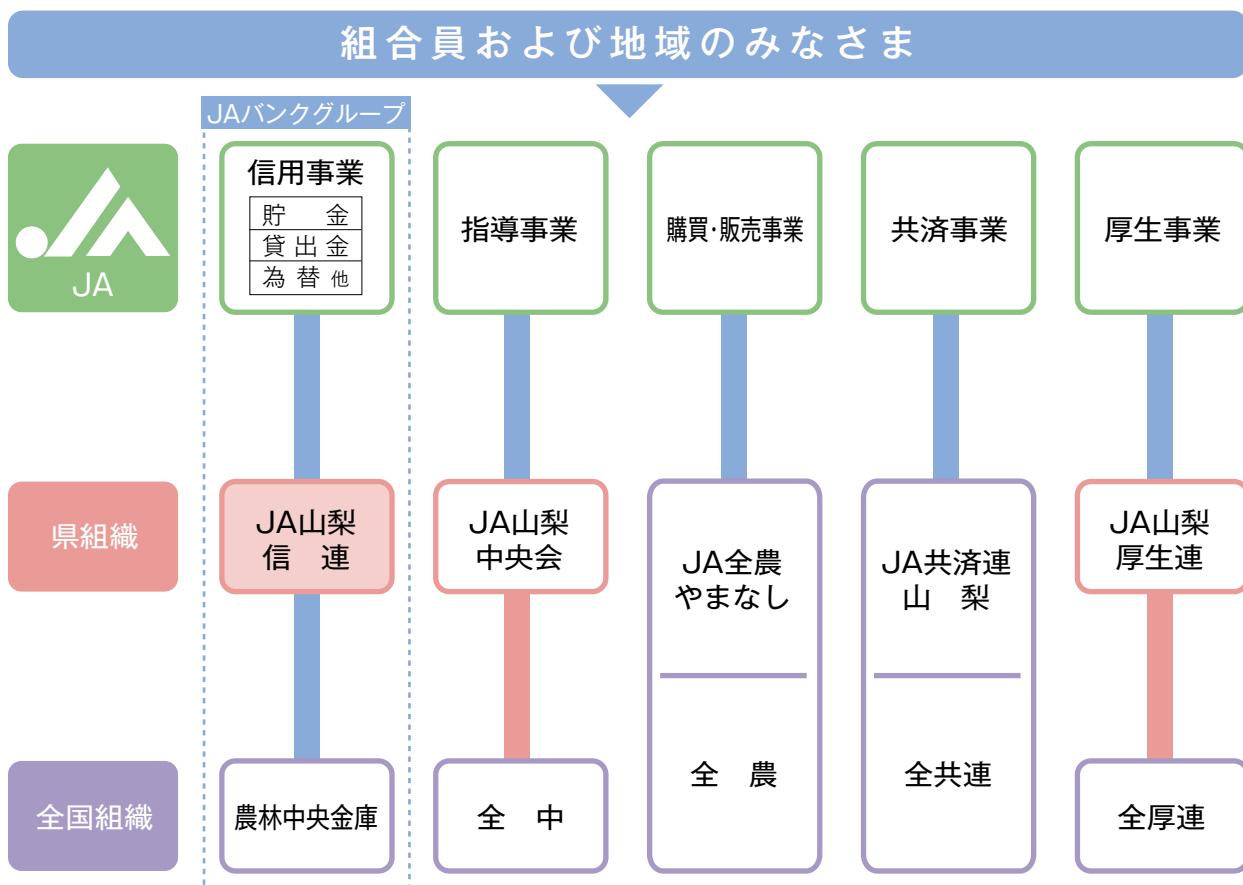
DISCLOSURE 2015

経  
営

## JA グループの仕組み

JA グループは地域段階の JA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で、組合員並びに地域の利用者のみなさまに、便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう信用事業のほか、指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。

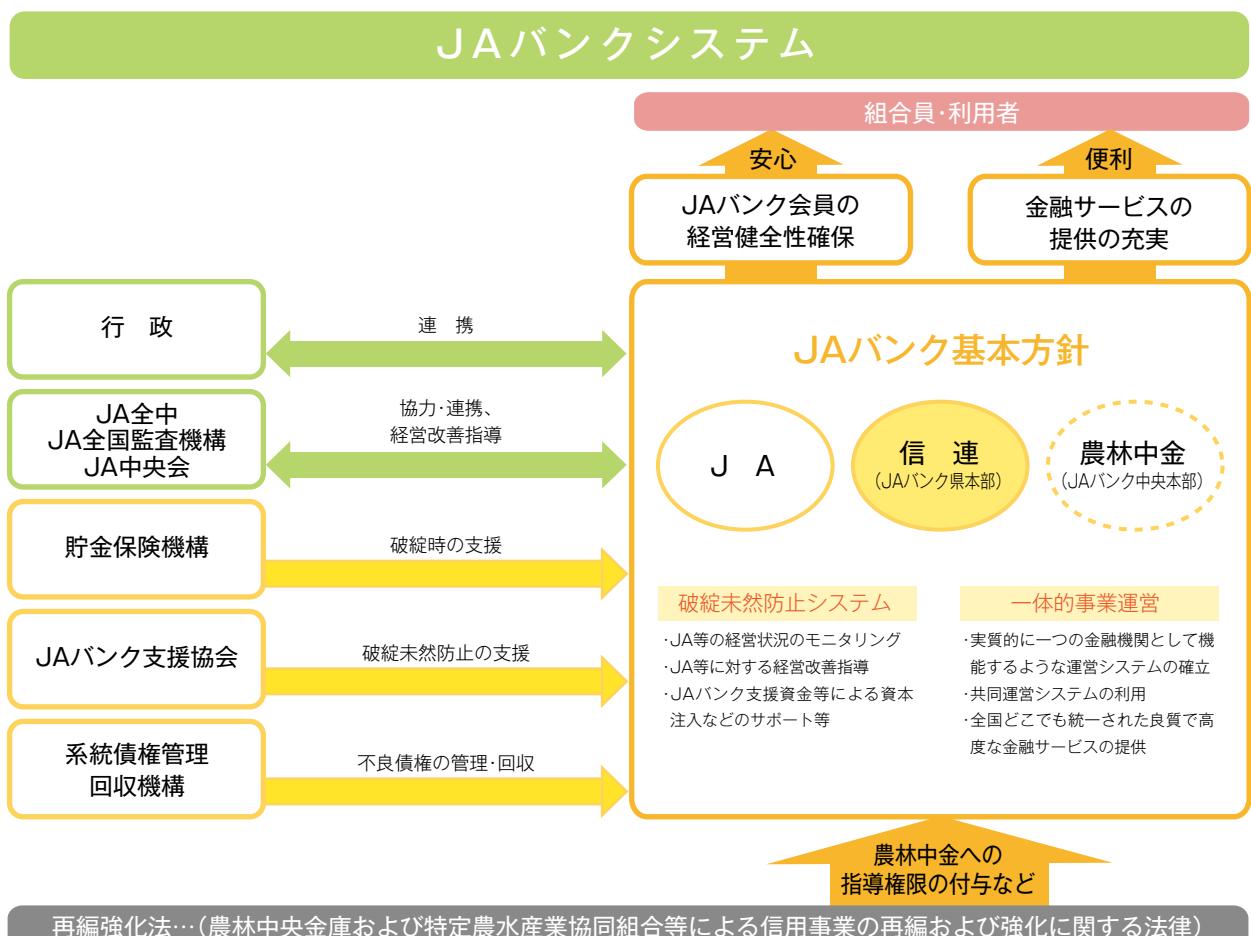
そのうち信用事業は、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、全国の JA・信連・農林中金(JA バンク会員)で「JA バンク」を構成し、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。



## ● JA バンクシステムの仕組み

JA バンクは、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA バンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活躍する「JA バンクシステム」を運営しています。

「JA バンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JA バンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業運営（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。



## ● 破綻未然防止システムによる JA バンク全体としての信頼性確保

JA バンクは、国の公的制度である「貯金保険機構」に加え、JA バンクシステムに基づく自主的な「破綻未然防止システム」で支えられており、組合員・地域のみなさまに安心してご利用いただけるよう、JA バンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向けた取り組みを行っています。

## ● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みを行っています。

### JA バンク・セーフティーネット

貯金保険制度  
貯金者を保護するための国の公的な制度

JA バンク支援基金等  
JA バンク独自の支援制度



# 事業の概要

DISCLOSURE 2015

経  
営

## 経営環境

日本経済は、4月の消費税増税後、2四半期連続のマイナス成長となりました。政府は消費税の再増税時期を1年半先送りし、3兆円規模の経済対策を策定するなど、経済立て直しを最優先する政策運営に切り替えたほか、日本銀行も消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」達成に向けて、10月末には追加緩和に踏み切りました。

年度後半は個人消費の持ち直しや先進国を中心とした景気回復による輸出の増加により、緩やかながらも回復基調に転換しました。また、原油など資源価格の大幅下落や円安効果の一巡により、消費者物価の前年比上昇率はプラス幅を縮めました。

金融情勢においては、短期金融市場は、日銀の「量的・質的金融緩和」の効果により無担保コール翌日物金利が0.1%割れの水準で継続したほか、短期国債は9月以降マイナス金利が常態化しました。長期金利の目安である新発10年国債利回りは、年度当初は0.6%台で推移していましたが、日銀の長期国債購入が需給を引き締める強力な効果を発揮したことによると、投資家が抱える大量の余剰資金の運用ニーズ等を要因として、1月中旬には史上最低の0.195%まで低下しました。

日経平均株価は、年度当初は14,000円台で推移していましたが、円安・企業業績の回復・米国株の上昇を背景に堅調に推移し、9月には16,000円台まで上昇し、昨年来高値を更新しました。さらに10月末の日銀による追加緩和を受けて急速に円安が進んだことにより上値を追う動きとなり、年度末には20,000円に迫る勢いとなりました。

ドル円相場は、8月までは101円から104円の水準でもみ合いましたが、米国における将来の利上げ開始の織り込みに加え、日銀が10月末の追加緩和によりマネタリーベースの増加ペースを加速させたことで一気に円安が加速、12月と3月に121円台の水準となりました。

農業情勢では、農業生産地域における人口減少や農業者の高齢化に加え、安い海外農産物の増加・生産資材価格の高騰・食生活の変化による需要減少等によって農産物価格は伸び悩み、生産量は減少、農業の収益性は伸び悩んでいる状況にあります。また、JA組合員の営農やくらしへの不安が台頭する中、これまでわが国の農業を支え、地域を支え、JAをつくりあげてきた70歳以上の農家組合員第1世代の世代交代が迫っており、地域農業の活性化と所得向上の実現が求められています。

一方、食の安全・安心への関心の高まりにより安全な国産農畜産物への需要が強まっているとともに、Uターン就農者や新規参入就農者の増加、農業生産法人・企業の農業参入の増加など農業に対する期待が高まっています。

政策面では、政府は産業競争力会議・規制改革会議を通じて市場経済を重視する政策を進め、既に「日本再興戦略」で成長戦略の具体策を示しています。農業については「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、輸出増大・6次産業化・生産コスト削減などによる農業の成長産業化を進めるとともに、農地中間管理機構設立・米制度改革・農協および農業委員会改革など急速な改革を進めており、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。特に農協改革に対しては、従来以上に農業振興と地域振興に向けたJAバンクとしての役割の発揮が求められています。

県内における信用事業情勢は、今年度はJAバンク山梨中期戦略（平成25～27年度）の中間年度にあたり、①利用者基盤の拡充・再構築に向けた取り組み（農業メインバンク・生活メインバンク機能）、②事業（リテール）運営態勢の変革（CS活動・現場営業力強化）、③健全性確保（事務堅確性向上運動等）を掲げ、重点実践事項を策定して着実に取り組みました。

信用事業の収支面では、低水準の調達利回りなどプラス要因があったものの、消費税増税の影響により住宅ローンの新規実行が減少したことに加え、長期金利の低下による利ざやの縮小等、収支状況は依然として厳しさが続くこととなりました。

このような状況の中、本会は中期経営計画（平成25～27年度、「次代へつなぐJAバンク山梨」）の中間年度として、県域全体で新たな10年後を見据え、安定した信用収益構造の確立を目指して重点課題に積極的に取り組みました。

## 業 績

### ●金融推進業務

今年度は、JAバンク山梨中期戦略に掲げる「利用者基盤の拡充と農業メインバンク・生活メインバンクの機能強化」「目標実績管理の取り組み浸透を通じたJAの現場力強化」の実現に向け、重点実践事項の推進項目に取り組みま

した。

JA貯金については、個人貯金の増強を目的に県下統一キャンペーンを実施し、夏のキャンペーンでは懸賞品付定期貯金に金利上乗せを組み合わせた「当てるJAん」、冬のキャンペーンでは金利上乗せ定期貯金「ひだまり」を展開するとともに、定年退職者層との取引拡充を目的に「退職金専用定期貯金」を販売しました。また、JA個人貯金残高の約5割を構成する高齢利用者との安定利用関係の構築に向けて重層訪問活動にも取り組みました。県下JA貯金は統一キャンペーンの取り組みや雪害による建物共済の共済金入金により大きく伸長し、3月末の総貯金残高は6,360億円(増加率4.2%)、個人貯金残高は5,368億円(増加率4.1%)となりました。

JA貸出金については、31億円の雪害資金が実行されたことや、地公体貸出が前年度並みの残高を維持したこと等のプラス要因がありましたが、主力商品であるJA住宅ローンが消費税増税の影響により新規実行が低迷したことから、3月末の総貸出残高は1,664億円(増加率△0.5%)と僅かながら減少しました。JAバンクローンの実行実績は住宅ローン4,484百万円(前年実績6,688百万円)、マイカーローン994百万円(前年実績1,010百万円)、教育ローン127百万円(前年実績136百万円)となりました。

キャンペーン等の主な取り組み実績としては、2月から5月にかけて新社会人等との取引拡充に向けて「JAバンク山梨春のキャンペーン」を展開し、新規口座開設・給与振込獲得を推進しました。また、年金口座獲得については9月から10月を「年金重点推進期間」として設定し、個人貯金の重要な流入財源である年金口座の伸長を図りました。

人材育成の取り組みについては、窓口セールスに対する意識向上等を目的に「JAバンク山梨窓口担当者交流大会」を開催するとともに、「窓口セールスロールプレイング大会」を実施し窓口担当者の営業力強化を図りました。また、「新任涉外担当者研修会」「涉外リーダー研修会」を実施し、涉外担当者のスキルアップにも取り組みました。

JAの健全性確保への取り組みとして、中央会系統との連携により、「JAバンク基本方針」に基づく指導の実効性確保に注力し、財務・体制整備モニタリング等による踏み込んだ指導を実施しました。また、JAの事務管理態勢の強化に向けて、事務手続研修会等を開催するとともに、事務堅確性向上運動を展開し、対象となるJA100店舗の巡回を2年間に渡り実施、自店検査の実効性確保を目指すとともに、事故・事務ミス報告制度の定着を図るなど、JAにおける事務管理態勢の向上に取り組みました。

ローンセンターにおいては、26年2月の大雪による甚大な農業被害からの復旧に向けた金融支援を最優先課題として取り組み、緊急雪害対応資金614件、31億円を実行しました。また、農業メインバンク機能強化に向けて農業者のニーズ把握とそれに対応するための態勢構築、メイン強化先・担い手経営体への対応力強化に取り組みました。

年金センターにおける取り組みについては、JA年金相談会への職員の派遣、委任状に基づく年金制度加入記録の確認、年金額の試算および申請手続きの代行等、新規口座獲得に向けた支援を実施するとともに、トレーニー制度によるJA職員の年金知識習得の支援を行いました。

研修センターにおける人材育成への取り組みについては、高度な業務知識の習得と営業スキルの向上を目的に、各種研修会の実施、通信教育講座の開講、通信教育と連動した業務検定試験を実施しました。

## ●貯金・為替業務

貯金については、JAからの預け入れが順調に推移したことにより、期末残高は4,368億円(増加率6.7%)、平均残高は4,535億円(増加率4.6%)となりました。

為替・決済業務については、決済機能を中心に集中処理、とりまとめ機能の充実・強化に努めました。県センターの国庫金、年金および給与振込の取り扱い実績は、振込件数407千件(増加率1.1%)、振込金額526億円(増加率1.6%)となりました。

## ●融資業務

貸出業務については、地域金融機関として県内地場産業の振興に寄与すべく県内大手有力企業との新規取引開拓や既往取引への積極的な営業活動を図ることと併せ、リスク分散を意識し、安全性と採算性を考慮した中で安定した収益確保のため優良資産の形成に取り組みました。企業の設備投資抑制やコスト削減意識による資金需要の低迷に加え、大口貸出債権の期日到来等の要因により、期末残高は695億円(増加率△2.8%)、平均残高は711億円(増加率△4.2%、貯貸率15.6%)、不良債権比率は0.35%(前年比△0.05%)の実績となりました。

特融業務については、日本政策金融公庫(農林水産事業資金)は新規実行案件は順調に推移したものの、雪害資金への借り換え等による繰上償還額の増加により、日本政策金融公庫資金(教育資金)は新規実行額の減少により、また、住宅金融支援機構資金は依然として繰上償還傾向が強いことにより、残高は減少となりました。受託貸付金全体としては、前



年度より7億円減少し、期末残高は71億円（増加率△9.8%）となりました。

### ●余裕金運用業務

有価証券については、安定した利息収入の確保のため国債を主体とした定例取得、レンジ取得などによる債券を中心とした運用に取り組むとともに、市場動向を見極めながら株式や金融派生商品などによる補完的運用にも取り組みました。また、将来想定される金利上昇局面での市場関連リスクへの対応として、継続的にポートフォリオ最適化に向けて取り組みました。有価証券全体としては、平均残高は598億円（増加率35.5%、貯蓄率13.1%）、期末残高は793億円（増加率12.6%）となりました。また、安定した運用資金を確保するため、債券貸借取引により市場から資金調達を行いました。

預け金については、本会の資金繰りを最優先に資金を確保しつつ、農林中央金庫の預金施設を基本に系統定期を中心とした運用に取り組みました。その結果、平均残高は3,276億円（増加率0.8%、貯蓄率72.2%）、期末残高は3,026億円（増加率7.1%）となりました。

### ●電算業務

信用事業の全国統一システム（JAS TEMシステム）の県域機能として、信用事業県センターシステム・県内ネットワークシステム・窓口端末機・自動化機器（ATM）等の安定稼動を最優先事項と位置付け、その運用・管理に取り組みました。

信用事業県センターシステム（ホスト、サーバ類）および県内ネットワークシステムについては、経年劣化等に伴うシステム更改を行い、安定稼動を続けています。また、平成30年のJAS TEMセンター機器類の更改に先立ち、自動化機器・窓口端末機の事前作業工程を終了し、平成27年度に自動化機器、平成28年度に窓口端末機の更改を予定しています。

JAの担当者向けのオペレーション研修会を開催し、電算業務に係る問い合わせの対応を行うとともに、JAS TEMシステムに関する必要な情報を適宜JAへ提供しました。

### ●経営管理

経営基盤の確立に向けて、適切な経営管理態勢（ガバナンス）のもと、全ての業務にわたる法令等遵守（コンプライアンス）、利用者の保護と利便性向上および各種リスク管理の的確な管理に取り組みました。

また、経営管理機能の強化のため、全社的な内部統制に関する評価を実施、事務処理の堅確性と標準化を目的に導入した統一事務手続の定着を図るとともに、主な業務については内部統制による整備状況・運用状況有効性評価を実施しました。

今年度は中期経営計画の中間年度であったことから、計画の着実な実践、特に利益目標の確保に取り組みました。収支環境は、日銀による「量的・質的金融緩和」の強化等を要因として、長期金利の低下傾向が続き、本会の短期調達・長期運用構造において非常に厳しいものとなりました。

主要資金については、「リスクマネジメント基本方針」に則り適切にリスク管理を行った上で策定した「年度運用方針」等に基づき運用を行いました。国内外の金融政策・経済動向等、非常に不透明な市場情勢の中、金融情勢等の的確な把握および分析に努めることに加え、ALMシステムを活用した資金収支シミュレーションを拡充して効率的な資金配分を行い、安定的な利息収入の確保と機動的運用による着実な収益構造の確立に取り組みました。

今年度の最終損益は、事業計画を上回る経常利益を確保する一方、事業計画対比では課税所得が拡大したことにより法人税等は増加しました。税効果会計における法人税等調整額は減少し、当期剰余金は860百万円と事業計画を上回る水準を確保することができました。

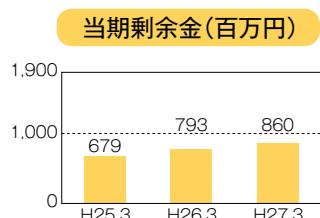
会員JAへの還元は、利用奨励金と特別対策費を併せて2,006百万円と、前年度を上回る水準の支出ができました。

監査については、3回の監事監査を受監したほか、内部監査については全部署に対して112日間の定期監査、10日間の確認監査および2日間の無通告監査を実施し、内部管理態勢、事務処理の健全化・適正化に努めました。また、外部監査として全国農協中央会の監査を3回受監、行政庁検査として農林水産省の検査を受検しました。

## 主要勘定の状況

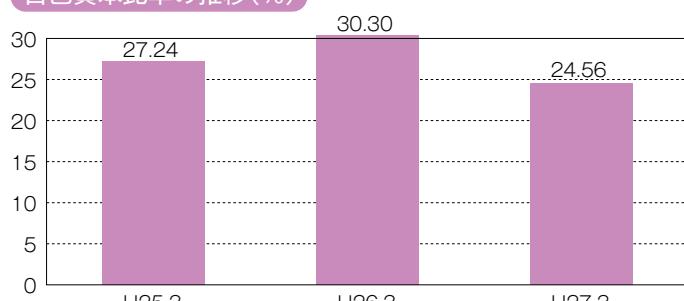
(単位：百万円)

区分	平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末
経常収益	7,849	5,881	6,347
経常利益	904	1,092	1,155
当期剰余金	679	793	860
貯金残高	404,502	409,441	436,893
貸出金残高	74,438	71,510	69,511
預け金残高	292,896	282,552	302,674
有価証券残高	50,126	70,458	79,358



## 自己資本比率

### 自己資本比率の推移(%)



平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
30.30%	24.56%

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



## リスク管理債権の状況

区分	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末	増減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	280	238	△ 42
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件変更緩和債権額	—	—	—
合計	280	238	△ 42
貸出金残高	71,510	69,511	△ 1,999

## (注) 1. [破綻先債権]

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

## 2. [延滞債権]

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

## 3. [3ヶ月以上延滞債権]

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

## 4. [貸出条件緩和債権]

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 金融再生法開示債権の状況

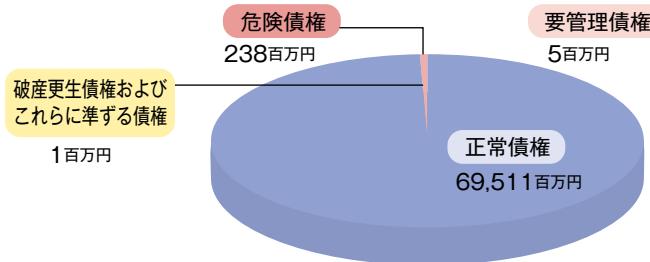
債権区分	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末	増減
破産更正債権およびこれらに準ずる債権(1)	10	1	△ 9
危険債権(2)	273	238	△ 35
要管理債権(3)	6	5	△ 1
金融再生法分類債権総額(4) = (1) + (2) + (3)	290	246	△ 44
保全額(5) = (6) + (7)	286	242	△ 44
担保・保証等による保全額(6)	141	108	△ 33
貸倒引当金(7)	144	134	△ 10
保全率(5) / (4)	98.52%	98.53%	0.01%
正常債権(8)	71,497	69,511	△ 1,986
総与信額(4) + (8)	71,788	69,758	△ 2,030

[総与信額] 69,758 百万円

(平成 27 年 3 月末)

うち金融再生法開示債権総額

246 百万円 (0.35%)



## (注) 1. [破産更生債権およびこれらに準ずる債権]

破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻状態に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。

## 2. [危険債権]

経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権。

## 3. [要管理債権]

基本的には、3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権。

## 4. [正常債権]

債務者の財務状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連合会として対処し解決すべき重要な課題およびそれへの対応方針

本会は、JA バンク山梨中期戦略（平成 25～27 年度）を踏まえて、中期経営計画（平成 25～27 年度、「次代へつなぐ JA バンク山梨」）を策定し、「JA バンク基本方針の遵守を事業継続の条件と位置付け、県域全体で新たな 10 年後を見据え、安定した信用事業収益構造の確立を目指し、県域の一体的事業推進を実践する」ことを基本目標として、各重要課題に取り組みました。

中期経営計画では事業目標として下記の 3 項目を掲げて、事業目標毎に設定する重点課題に対する具体的な実践事項を設定し、実践事項に基づく計画期間中の工程表を作成し、年度毎の取り組むべき事項を明確に位置づけています。

### < 事業目標 >

- JA・信連の一体的業務推進体制の確立
- 業務の効率化
- 経営基盤の確立

平成 27 年度においても、引き続き効果的な JA 個人貯金増強キャンペーンを展開し、JA の安定的な収益の確保とともに、本会貯金の増加による運用資金の確保に努め、本会の安定的な収益の確保と会員 JA への安定的な還元に最大限取り組んで参ります。



# 地域貢献情報

DISCLOSURE 2015

経  
営

当会は、山梨県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に貢献する地域金融機関です。

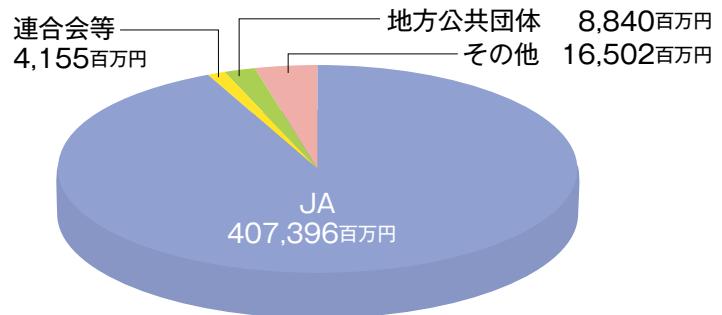
当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする農家組合員のみなさま方、JA や農業に関連する企業・団体、県内の地場企業や団体および地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

## 地域からの資金調達状況

県内 JA やその関係諸団体をはじめ、組合員・地域のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金・定期積金のほか、国債等さまざまな商品を取り揃えています。

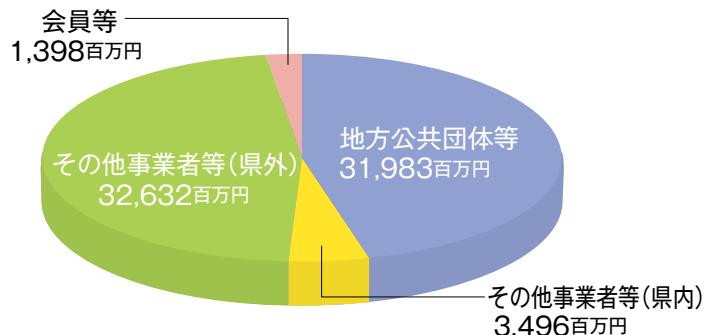
[貯金残高] 436,893 百万円  
(平成 27 年 3 月末)



## 地域への資金供給状況

県内 JA やその関係諸団体への融資をはじめ、組合員・地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの必要な資金をご融資しています。

[貸出金残高] 69,511 百万円  
(平成 27 年 3 月末)



(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 食農教育応援事業

JA バンク山梨では、子供たちの農業に対する理解を深め、農業ファンを拡大し、地域発展への貢献を目的に JA バンクが一体となり展開している「JA バンク食農教育応援事業」に取り組んでおります。

具体的には、食農、環境保全、金融経済をテーマにした補助教材約1万冊を県内全小学校に贈呈するとともに、JA が実施している子供たちへの農業体験などの食農教育活動を対象とした JA バンクアグリ・エコサポート基金による費用助成事業を活用し、地域小学生への農業に対する理解促進を目指す活動を拡充しております。



## 県内小学校における農業体験イベントへの参画

JA バンクでは、子供たちの農業や食、それらに係わる経済活動に対する理解を育み、農業を次の世代に伝えていくための社会貢献活動として、「JA バンク食農教育応援事業」に取り組んでいます。

JA バンク山梨では、JA ふえふき管内の小学校5年生の児童が自分たちで種まきした「ひとめぼれ」の苗を田んぼに植え込むお米作り体験学習に参画しました。



おいしいお米になりますように

## 農業者、中小企業等の経営改善の取組状況

当会は、協同組合金融機関として農業者、中小企業者のみなさまに必要な資金を円滑に供給することを重要な役割と位置づけ、金融円滑化にかかる基本の方針に則り、責任者を定め、組織横断的な協議体制を整え、経営支援に取り組んでおります。

具体的には、経営改善支援を行う第三者機関および他金融機関とも連携した中で、経営改善計画により再建を目指す中小企業者に対し、条件変更を実施し、再建の支援を行っております。

## 各種農業関連イベントへの参加

県内の農畜産物を消費者により身近に感じてもらうよう、「味のワンダーランドやまなし」をイメージした果実・野菜の即売会の開催、また「山梨県農業まつり」等農業関係イベントへの積極的な参加をしました。



## 団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、JA 山梨県連グループ献血友の会会員として団体献血に多くの役職員が参加しました。



## 「平成26年度JAバンク山梨年金友の会グラウンドゴルフ大会」開催

JA バンク山梨では、県下 JA 年金友の会の活性化と会員のみなさま方の親睦を目的として、平成 26 年 11 月に山梨中銀スタジアムにおいて「平成 26 年度 JA バンク山梨年金友の会グラウンドゴルフ大会」を開催しました。

当日は 246 名の選手のみなさまにグラウンドゴルフを楽しんでいただきました。



入るかな？入らないかな？

## 年金友の会への支援

各 JA で年金受給者を対象に「年金友の会」をつくり各種の活動を行っています。当会では、各 JA を通じてこれらの活動を支援しております。

## 年金相談会

当会年金センターでは、社会保険労務士による年金相談を常時受け付けております。

また、各 JA で実施する年金相談会に社会保険労務士を派遣し、地域のみなさまの年金に対する相談にお答えしております。

JA バンク山梨では、お客様にとって第 2 の人生の「良き友」であり、今まで働いてきた「証」である年金について、これから受給されるみなさま、あるいは、現在受給中のみなさまのお役に立てるよう努めております。

## 住宅ローン相談会

各 JA では、ローンリーダーを中心として在職中の方も相談できるように、毎月 1 回休日相談会を開催しております。また、当会ではローンセンター職員による県内住宅公園での相談会を実施しております。

JA 住宅ローンは、新築・購入をはじめ、増改築・外装工事など、住宅に関するさまざまな用途にご利用いただけます。

また、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。

# トピックス

## 農業担い手金融への取り組み

JA バンク山梨では、農業担い手に対する金融支援のため、県内全 JA に「担い手金融リーダー」を設け、JA 農機ハウスローン、農業近代化資金を中心に農業融資に積極的に取り組んでおります。

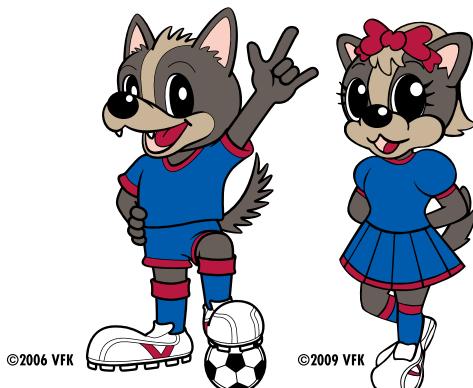
また、「JA バンク利子助成事業」等により、借入者の負担を軽減し、農業経営の安定化を支援しております。

資金名	概要
JA 農機ハウスローン ※	組合員の方が農業生産性向上のため農業機械・ハウス等を取得する際に、迅速かつ簡便にお借りいただける資金です。
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金です。施設の取得・拡張、設備・機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。「認定農業者」の方は、さらに利子助成等の措置が受けられます。
JA アグリマイティー資金 ※	施設の取得・拡張、設備・機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できます。
JA アグリスーパー資金 ※	水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる「認定農業者」の方に対し、農業経営に必要な運転資金を低利で提供する短期の運転資金です。
JA 担い手応援ローン ※	JAにおいて税務対応支援を受けられている組合員の方のための農業生産に必要な短期の運転資金です。

※印の資金は、JA バンク利子助成事業の対象となり、短期資金は年度毎、長期資金は借入当初から 3 年間に限り、最大 1 % の利子助成を受けることができます。

## Jリーグへ協賛

JA グループでは、山梨県に本拠地を構える「ヴァンフォーレ甲府」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。



## 「平成26年度JAバンク山梨 窓口セールスロールプレイング大会」開催

JA バンク山梨では、窓口営業力強化の一環として、県下 JA から選抜された出場者が顧客サービス・セールス技術を競い合い、お客様の満足度向上を目指して平成 26 年 9 月にコラニー文化ホール（山梨県民文化ホール）において窓口セールスロールプレイング大会を開催しました。



私たち、お客様と JA をつなぐテラーです

## 夏のキャンペーン・冬のキャンペーン

JA バンク山梨では、冬のキャンペーンとして金利上乗せした県下統一商品として、定期貯金「ひだまり2014」に取り組みました。

また、平成27年夏のキャンペーンとして、共通ギフトカードなどがあたる懸賞品付定期貯金「当てるJAん2015」を企画し、キャンペーンに取り組んでいます。



## 子育て応援定期積金

JA バンク山梨では、18歳未満のお子さまがいらっしゃる方を対象に、お子さまの成長と未来を応援する「子育て応援定期積金 みらい」を企画しました。金利上乗せの特典に加え、ご契約者の方の中から抽選で25組50名の方にテーマパークペアチケットがプレゼントされ、多くのみなさまからご好評を得ています。



## 各種ローンの取扱い

JA バンク山梨では、お客様のさまざまなライフプランやニーズにあわせて、各種ローンを取り扱っております。

- JA 住宅ローン「とくとくプラン」は、住宅の新築・住宅の増改築などさまざまな用途や、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。また、JA カードのご利用等で金利が軽減されます。
- 「JA マイカーローン+エコ(ECO)」は、新車や中古車の購入をはじめ、車検費用・運転免許の取得・カーナビ等のご購入などカーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。また、JA との取引内容に応じて金利が軽減されます。
- 「JA 教育ローン」は、入学金や授業料をはじめアパート家賃等の、ご家族の教育に関する資金にご利用いただけます。また、お子さまの在学中は元金の返済を据え置くことができます(利息のみ返済)。

# 主な事業の内容

## 貯金業務

JA や地域のみなさまの多様化するニーズにお応えするために、有利な資産づくりと豊かなくらしのお手伝いをしております。魅力ある商品の開発に積極的に取り組み、みなさまの目的に合わせた様々な貯金を取り揃えております。また、JA を通じて振り込まれる農産物代金、年金、給与、公金の取りまとめや一括払込業務などを行っております。

さらに、キャッシュカード一枚で全国のJA・信連から貯金の入出金ができるサービスやゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行から貯金の払戻しができるサービスを行っております。

また、JA・信連のキャッシュカードでコンビニ ATM による入出金ができるサービスでは、手数料無料のコンビニが増えました。

### ●お取扱い商品のご案内

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1 円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1 円以上
決済性貯金	・貯金保険制度において全額保護の対象となります。ただし、利息は付保されません。	期間の制限はありません。	1 円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7 日以上	50,000 円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1 円以上
スーパー定期	・最長 5 年間までニーズにあった期間でお預け入れできる定期貯金です。	1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期貯金	・1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金	・市場金利に応じて 6 ヶ月ごとに金利が変更となる貯金です。	1 年・2 年・3 年	1 円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理ない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 5 年以内	1,000 円以上

●商品のご利用にあたって…貯金に関しましては、約款の内容をご確認いただき、詳しくは、窓口にご相談ください。



## 融資業務

当会は、地域金融機関として、農業者、農業関連団体のみなさまはもとより、地元企業との結び付きを強め、融資業務を通じて地域経済の振興と発展に貢献します。特に地域農業の発展に資する農産物の加工、流通、販売事業者など、農業関連法人等への融資を積極的に行っております。

また、地方公共団体等で必要とされる低利で長期の資金需要には、豊富な当会資金をご融資し、豊かな「まちづくり・むらづくり」のお手伝いをします。

### ●主な取扱商品のご案内

	資金の内容	ご利用いただける方	資金のお使いみち	ご融資の条件など
農業向け資金	農業近代化資金などの制度資金、アグリマイティー資金などの要項資金	個人、農業団体および農業関連企業	農業に関連した、設備、機械等の取得、運転資金、災害資金など	それぞれの取扱要領で定められた条件によります。
一般資金	設備資金、運転資金など	一般企業等	設備、機械等の取得、運転資金、賞与、決算等の季節資金	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定します。

●詳しくは、窓口にご相談ください。

## 受託貸付業務

JA組合員をはじめ認定農業者、農業担い手のみなさまに対して日本政策金融公庫（農林水産事業）資金を、また教育資金の需要については同公庫（国民生活事業）資金にて、さらには住宅金融支援機構の受託金融機関として、地元にお住まいのみなさまの資金需要に対し、JAと一緒に対応しております。

## 資金・証券業務

当会がお預かりした貯金は、農業関連事業や商工業事業に対する融資を通じて地場産業の発展をお手伝いする一方、有価証券等の運用も行っております。

その運用方法は、安全性および流動性の確保に主眼をおき、農林中金への預金を中心に国債や株式等への投資を行っているほか、先物・オプション等の金融派生商品への取り組みも行っております。

## 電算業務

JAバンク山梨における貯金・貸出・為替・口座振替業務およびインターネットバンキング等の信用事業オンラインシステムは、JAバンクによる全国統一のシステム「J A S T E Mシステム」により安全かつ確実に処理を行っております。

更に安全で安定的な運行を図るため、県内信用事業ネットワークおよび県内システム更改作業を行いました。また、お客様の利便性向上を図るために法人JAネットバンクの取り扱いを開始しました。

## 金融推進

JAに求められるニーズは、日々多様化、あるいは高度化しており、JAバンクにおける機能や役割も、より充実し、改善し続けることが必要となっております。当会は、「地域のみなさまから選ばれるJAバンク」を目指し、各JAと一緒に、みなさまのニーズにお応えするために、JAの総合力を活かした良質・高度なサービスの提供を行っております。

## 年金センター業務

年金受給者や年金受給予定のみなさまの様々な相談ニーズに応えるため、年金の専門知識を持った年金リーダーの育成や年金相談会支援等に積極的に取り組んでおります。

## ローンセンター業務

ローンセンターは、JAバンクローン（住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等）の審査業務、ハウスメーカーやお客様からのローン相談に対応する営業業務、管理業務を担当しております。

## 研修業務

JA職員を対象とした通信教育や集合研修を実施し、組合員および地域のみなさまのお役に立つ金融の専門知識を備えた人材育成支援を行っております。



## その他サービス

全国どちらの金融機関へでもご送金・お振り込み、また、手形・小切手代金のお取り立て等が安全確実に行えます。みなさまの給与振込、年金のお受取、国・県・市町村民税の収納、電気料、水道料などの各種公共料金の口座振替、クレジットカードの代金決済など決済業務を為替事務センター・手形センター等を通じて幅広くお取り扱いしております。また、幅広い資産運用ニーズにお応えするため各種国債の窓口販売を行っております。

## ●その他商品

項目	内容
JA キャッシュサービス	JA のキャッシュサービスをご利用いただくと、全国の JA・信連・農林中金・コンビニ・ゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行の CD（現金自動支払機）ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会ができます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
JA カード (クレジットカード)	「JA ならでは」の特典を備えた JA カードはお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用いただけます。また、お金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。JA カード一体型（IC キャッシュカードとクレジット機能が 1 枚になった便利なカード）も取り扱っております。
デビットカード	 このマークのあるお店で、端末に JA のキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客様の口座から引き落としされます。
JA ネットバンク	窓口や ATM にいかなくても、お手持ちのパソコン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが 24 時間いつでもお気軽にご利用いただけます。

(平成 27 年 6 月末現在)

## ●自動化機器の設置状況

JA バンクでは、全国の JA バンクの ATM はもちろん、セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ゆうちょ銀行、三菱東京UFJ銀行に設置されている ATM についても平日日中の入出金手数料が無料で利用できる ATM が約 9 万台あります。（平成 26 年 3 月 31 日現在）

	店舗内	店舗外
JA 設置	70	50
信連設置	1	1

(平成 27 年 6 月末現在)  
※すべての自動化機器について IC 化対応済

## 手数料

### ● ATM 利用手数料

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

ご利用カード		お引き出し取引(1回当たり)					お預入れ取引(1回当たり)		
ご利用時間帯		当会・県内JA キャッシュ カード	県外JA キャッシュ カード	JFマリンバンク キャッシュ カード	三菱東京UFJ キャッシュ カード	他金融機関 (三菱東京UFJ以外) キャッシュ カード(注4)	ゆうちょ銀行 キャッシュ カード	当会・県内JA キャッシュ カード	県外JA キャッシュ カード
平日	8:00 ~ 8:45	無 料	無 料	無 料	108 円	108 円	216 円	無 料	無 料
	8:45 ~ 18:00				無 料	108 円	108 円		
	18:00 ~ 21:00				108 円	216 円	216 円		
土曜	9:00 ~ 14:00	無 料	無 料	無 料	108 円	216 円	108 円	無 料	無 料
	14:00 ~ 17:00				216 円				
	17:00 ~ 19:00				取引不可	取引不可	取引不可		取引不可
日曜・祝日 年末休日	9:00 ~ 17:00	無 料	無 料	無 料	108 円	216 円	216 円	無 料	無 料
	17:00 ~ 19:00		取引不可	取引不可	取引不可	取引不可	取引不可		取引不可

(注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。

2. 当会・県内 JA 以外のお客さまは、土曜日・日曜日・祝日・年末休日の 17 時以降はお取引ができません。

3. 他金融機関のお客さまは、お預入れ取引ができません。

4. セブン銀行キャッシュカードはお取引ができません。

### ● 為替取扱手数料

(平成 27 年 6 月末日現在)

種類			当会	県内系統	県外系統	他金融機関				
送金	普通扱		432 円	432 円	648 円					
振込	電信扱	窓口	3万円未満	108 円	216 円	324 円	540 円			
			3万円以上	324 円	432 円	540 円	756 円			
		ATM	3万円未満	無 料	108 円	216 円	432 円			
			3万円以上	無 料	324 円	432 円	648 円			
		インターネット ネット バンキング	1万円未満	無 料	54 円	54 円	216 円			
			3万円未満	無 料	108 円	108 円	324 円			
			3万円以上	無 料	216 円	216 円	540 円			
		定時 自動送金	3万円未満	無 料	108 円	216 円	432 円			
			3万円以上	無 料	324 円	432 円	648 円			
		文書扱	3万円未満	無 料	216 円	216 円	432 円			
			3万円以上	無 料	432 円	432 円	648 円			
代金取扱手数料			無 料	432 円	432 円	648 円				
出納代手数料			甲府交換		甲府交換以外					
			216 円		432 円					
その他 (組戻等)	送金・振込組戻手数料		648 円							
	振込訂正手数料		648 円							
	不渡手形返却料		648 円							
	取立手形組戻料		648 円							
	取立手形店頭提示料等の特殊な手数料		648 円							

(注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。

2. 取立等の費用が 648 円を超える場合は、実費とさせていただきます。

3. ATM を利用し振込手続を行うことが困難な方につきましては窓口での振込手数料を ATM 手数料といいたします。



## DISCLOSURE 2015

業務内容

### ● その他の手数料

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

種類		手数料
証明書・照会	残高証明書	定例発行 324 円
		都度発行 540 円
	監査法人等による残高証明書発行手数料	1,080 円
	その他証明書	540 円
	取引履歴照会	端末照会 540 円
		センタ照会 1,080 円
	暗証番号照会	540 円
再発行	通帳・証書	540 円
	IC キャッシュカード	1,080 円
	一体型カード	1,080 円
手形・小切手	小切手帳	540 円 (1 冊につき)
	自己宛小切手発行手数料	540 円 (1 枚につき)
	手形帳	540 円
両替※	1 ~ 100 枚	無料
	101 ~ 300 枚	108 円
	301 ~ 500 枚	216 円
	501 ~ 1,000 枚	324 円
	1,001 枚以上 1,000 枚毎	324 円加算
	汚損紙幣・硬貨・記念硬貨 同一金種交換 (新券含む)	無料
	※取扱枚数は、硬貨と紙幣の合計枚数。 ※合計枚数は、持込または持帰枚数のいずれか多い方を基準とする。	

(注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。

# 組織等について

## 役員

(平成 27 年 6 月末現在)

### ● 経営管理委員会

経営管理委員会会長	廣瀬 久信
経営管理委員	關本 得郎
経営管理委員	高橋 明夫
経営管理委員	岸本 富次
経営管理委員	小池 通義
経営管理委員	長田 学
経営管理委員	澤井 實

### ● 理事会

代表理事理事長	岩下 邦夫
代表理事専務	中山伊代治
常務理事	田野口悦倍
常務理事	岩間 勇史

### ● 監事會

代表監事	保延 寛
員外監事	海野 勝
常勤監事	米山 健二

## 会員数・職員数

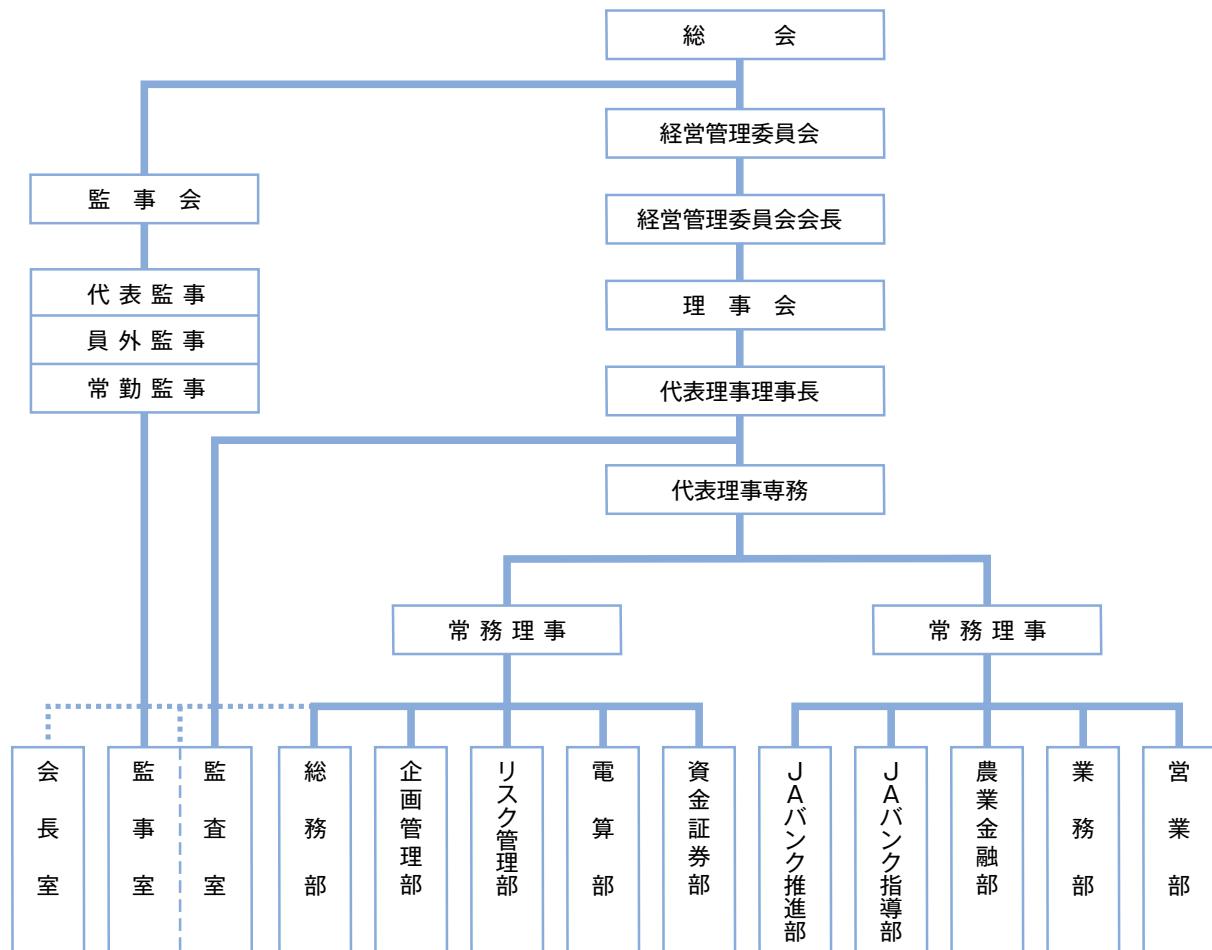
会員数		
区分	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
正会員	15	15
准会員	18	18
合計	33	33

職員数(単位:人)		
区分	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
参事	0	0
男子職員	63	61
女子職員	37	36
合計	100	97



## 機構図

(平成 27 年 6 月末現在)



## 特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

## 店舗のご案内

店舗／本所 郵便番号 400-8530 甲府市飯田一丁目 1 番 20 号 TEL (055) 223-3514

# 沿革・歩み

大正 6年	山梨県信用組合聯合会設立
昭和 18年	山梨県農業会に改組
昭和 23年	山梨県信用農業協同組合連合会設立 大月出張所開設
昭和 24年	長坂出張所開設
昭和 39年	全国農協貯金者保護制度発足
昭和 47年	県下 JA 貯金 1,000 億円達成
昭和 49年	県センターで農協オフライン処理受託開始
昭和 53年	新農協会館で業務開始 県下 JA 貯金 2,000 億円達成
昭和 54年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和 58年	長坂出張所閉所
昭和 59年	第一次信用事業オンライン稼働
昭和 60年	全国農協貯金ネットサービス開始
昭和 62年	国債窓口代理業務で取扱開始
昭和 63年	大月出張所閉所 県下 JA 貯金 3,000 億円達成 第二次信用事業オンライン稼働
平成 元年	山梨中央銀行との CD オンライン提携
平成 2年	都銀・地銀との CD オンライン提携
平成 3年	農協法第 10 条第 9 項に基づく特例信連の指定 第二地銀・信金・信組・労金との CD オンライン提携 外貨両替業務取扱開始
平成 4年	県下 JA 貯金 4,000 億円達成
平成 6年	国債窓口取扱開始
平成 8年	新信用システム稼働
平成 9年	後配出資制度導入
平成 10年	常勤監事制度導入 JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入
平成 12年	郵貯との CD オンライン提携 デビットカード業務開始
平成 13年	経営管理委員会制度導入 JA ネットバンク取扱開始
平成 14年	JA バンク基本方針に伴う「JA バンク山梨県本部」設置 セキュリティポリシーの制定
平成 15年	県下 JA 貯金 6,000 億円達成
平成 16年	JASTEM システム稼働
平成 17年	ローンセンター稼働 セブン銀行との ATM 提携
平成 18年	IC キャッシュカード導入
平成 20年	JA バンク ATM 顧客手数料の全国一律無料化
平成 22年	中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン」スタート
平成 23年	第 1 回 JA バンク山梨推進大会開催
平成 25年	中期経営計画「次代へつなぐ JA バンク山梨」スタート
平成 26年	緊急雪害対策資金創設 平成 26 年度 JA バンク優績県域表彰(貯金)受賞

# 経営資料編

## I 決算の状況

● 貸借対照表	34
● 損益計算書	35
● キャッシュ・フロー計算書	36
● 剰余金処分計算書	37
● 注記表	37
● 財務諸表の適正性等にかかる確認	48

## II 損益の状況

● 最近の5事業年度の主要な経営指標	49
● 利益総括表	49
● 資金運用収支の内訳	50
● 受取・支払利息の増減額	50

## III 事業の概況

● 貯金に関する指標	51
● 貸出金等に関する指標	51
● 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	54
● 貸出金償却の額	54
● リスク管理債権	54
● 金融再生法に基づく開示債権	55
● 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	55
● 有価証券に関する指標	55
● 有価証券の時価情報等	56
● 受託業務・為替業務等に関する指標	57

## IV 経営諸指標

● 利益率	58
● 貯貸率・貯証率	58

## V 自己資本の充実の状況

● 自己資本の状況	59
● 信用リスクに関する事項	63
● 信用リスク削減手法に関する事項	67
● 派生商品取引のリスクに関する事項	68
● 証券化エクスポートジャーマーに関する事項	69
● オペレーション・リスクに関する事項	70
● 出資その他これに類するエクスポートジャーマーに関する事項	71
● 金利リスクに関する事項	72

## VI 役員等の報酬体系

73

# I 決算の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	25年度 平成26年3月31日	26年度 平成27年3月31日	科 目	25年度 平成26年3月31日	26年度 平成27年3月31日
<b>(資産の部)</b>					
現金	805	1,231	貯金	409,441	436,893
預け金	282,552	302,674	当座貯金	5,265	6,738
系統預け金	281,728	302,420	普通貯金	2,468	2,885
系統外預け金	823	254	通知貯金	4,300	1,900
金銭の信託	—	1,957	別段貯金	704	807
有価証券	70,458	79,358	定期貯金	396,668	424,528
国債	54,613	53,108	定期積金	34	34
地方債	3,920	9,066	借用金	10,500	10,500
社債	5,000	3,626	代理業務勘定	18	24
株式	1,809	3,416	その他負債	477	442
その他証券	5,115	10,140	未払費用	131	133
貸出金	71,510	69,511	その他の負債	345	308
手形貸付	149	289	諸引当金	1,489	1,591
証書貸付	56,963	54,592	相互援助積立金	631	757
当座貸越	2,020	2,087	退職給付引当金	803	775
金融機関貸付	12,378	12,542	役員退職慰労引当金	10	15
その他資産	415	469	賞与引当金	44	44
未収収益	206	220	繰延税金負債	451	871
その他の資産	209	248	債務保証	255	228
有形固定資産	454	388	[負債の部合計]	422,633	450,552
建物	154	143	<b>(純資産の部)</b>		
構築物	0	0	出資金	15,672	15,672
器具備品	103	52	(うち後配出資金)	(10,636)	(10,636)
土地	192	192	回転出資金	300	300
リース資産	3	0	利益剰余金	8,922	9,197
無形固定資産	378	295	利益準備金	4,129	4,339
ソフトウエア	300	292	その他利益剰余金	4,793	4,858
ソフトウエア仮勘定	73	—	特例特別積立金	450	450
その他の無形固定資産	4	3	特別積立金	3,194	3,194
外部出資	22,516	22,519	当期末処分剰余金	1,149	1,214
系統出資	22,010	22,010	(うち当期剰余金)	(793)	(860)
系統外出資	506	508	会員資本合計	24,895	25,169
債務保証見返	255	228	その他有価証券評価差額金	1,433	2,545
貸倒引当金	△ 384	△ 367	評価・換算差額等合計	1,433	2,545
資産の部合計	448,962	478,267	[純資産の部合計]	26,329	27,714
			負債及び純資産の部合計	448,962	478,267

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日
<b>経常収益</b>		
資金運用収益	5,881	6,347
(うち貸出金利息)	3,657	3,737
(うち預け金利息)	(1,269)	(1,202)
(うち有価証券利息配当金)	(1,822)	(1,957)
役務取引等収益	(535)	(540)
その他事業収益	965	911
その他経常収益	590	800
	667	898
<b>経常費用</b>		
資金調達費用	4,789	5,191
(うち貯金利息)	2,189	2,275
役務取引等費用	(2,088)	(2,161)
その他事業費用	395	400
経費	34	159
その他経常費用	2,037	2,026
	131	330
<b>経常利益</b>	1,092	1,155
<b>特別損失</b>	6	48
<b>税引前当期利益</b>	1,085	1,107
法人税、住民税及び事業税	244	254
法人税等調整額	47	△ 6
法人税等合計	291	247
<b>当期剰余金</b>	793	860
<b>当期首繰越剰余金</b>	356	354
<b>当期末処分剰余金</b>	1,149	1,214

(注) 1. 資金運用収益の「(うち預け金利息)」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。  
 2. 資金調達費用の「(うち貯金利息)」には、JA等に対する支払奨励金が含まれています。

## キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 25 年度 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年度 自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期利益	1,085	1,107
減価償却費	211	168
貸倒引当金の増加額	5	△ 17
退職給付引当金の増加額	—	△ 28
その他の引当金・積立金の増加額	109	130
資金運用収益	△ 3,657	△ 3,737
資金調達費用	2,189	2,275
有価証券関係損益	△ 1,281	△ 1,214
金銭の信託の運用損益	—	△ 190
固定資産処分損益	—	43
貸出金の純増減	2,928	1,998
預け金の純増減	△ 6,000	△ 34,000
貯金の純増減	4,938	27,452
事業分量配当金の支払額	△ 100	△ 300
その他	△ 146	△ 44
資金運用による収入	3,909	3,910
資金調達による支出	△ 2,189	△ 2,271
<b>小 計</b>	<b>2,004</b>	<b>△ 4,716</b>
法人税等の支払額	△ 322	△ 277
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,681</b>	<b>△ 4,994</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 119,243	△ 308,853
有価証券の売却による収入	95,558	295,191
有価証券の償還による収入	4,423	7,555
金銭の信託の増加による支出	—	△ 2,000
固定資産の取得による支出	△ 204	△ 61
固定資産の処分による収入	0	△ 1
外部出資による支出	△ 2	△ 2
外部出資による収入	25	—
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 19,443</b>	<b>△ 8,171</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入による収入	7,000	—
劣後特約付借入による支出	△ 6,094	—
出資配当金の支払額	△ 285	△ 285
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>620</b>	<b>△ 285</b>
<b>4 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>5 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>△ 17,141</b>	<b>△ 13,452</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>94,295</b>	<b>77,153</b>
<b>7 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>77,153</b>	<b>63,701</b>

## 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	科 目	平成26年度
当期末処分剰余金	1,149	当期末処分剰余金	1,214
<b>剰余金処分額</b>	<b>795</b>	<b>剰余金処分額</b>	<b>835</b>
利益準備金	210	利益準備金	250
任意積立金	—	任意積立金	—
特別積立金	—	特別積立金	—
出資配当金	285	出資配当金	285
普通出資に対する配当金	125	普通出資に対する配当金	125
後配出資に対する配当金	159	後配出資に対する配当金	159
事業分量配当金	300	事業分量配当金	300
<b>次期繰越剰余金</b>	<b>354</b>	<b>次期繰越剰余金</b>	<b>378</b>

(注) 1. 普通出資に対する配当率は年 2.5%, 後配出資に対する配当率は年 1.5%の割合です。

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

平成 25 年度 1 ケ年定期貯金の年間平均残高 375,211 百万円に対し、年 0.0799% 各対象ごと円未満切捨て  
平成 26 年度 1 ケ年定期貯金の年間平均残高 389,917 百万円に対し、年 0.0769% 各対象ごと円未満切捨て

## 注記表

### 【平成25年度】(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。  
その他有価証券  
時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)  
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。  
建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年~50年です。  
建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年~15年です。
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (6) 引当金の計上方法
  - ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。  
正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を計上しています。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
  - ② 賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
  - ③ 退職給付引当金  
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

- ④ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 相互援助積立金  
相互援助積立金は、山梨県JA/バンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (8) 消費税等の会計処理  
消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。  
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

## 2.貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、920百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として土地があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	13百万円	70百万円	84百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。  
担保に供している資産  
預け金 100百万円  
担保資産に対応する債務  
貯金 9百万円  
上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金29,000百万円、有価証券907百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。  
なお、その他資産には、保証金1百万円が含まれています。
- (4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は280百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません  
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は280百万円です。  
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は2,171百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,178百万円が含まれています。
- (12) 借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,500百万円です。

## 3.金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。  
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。  
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。  
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容およびそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。  
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。  
借用金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金です。  
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。  
デリバティブ取引は、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引等を行っています。これらは、金利の

変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には企画管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会およびリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、取引状況のモニタリング、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの債券先物取引等です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,347百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるもの）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準じる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	282,552 百万円	282,339 百万円	△ 212 百万円
有価証券			
その他有価証券	70,458 百万円	70,458 百万円	-百万円
貸出金	71,617 百万円	-	-百万円
貸倒引当金	△ 384 百万円	-	-百万円
貸倒引当金控除後	71,232 百万円	72,566 百万円	1,333 百万円
資産計	424,244 百万円	425,364 百万円	1,120 百万円
貯金	409,441 百万円	409,151 百万円	△ 289 百万円
借用金	10,500 百万円	10,500 百万円	-百万円
負債計	419,941 百万円	419,651 百万円	△ 289 百万円

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金107百万円を含めています。

## ② 金融商品の時価の算定方法

### 【資産】

#### a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### b 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。  
また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

#### c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、

時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### a 資金

要求払資金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### b 借用金

借用金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

### ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

#### 貸借対照表計上額

外部出資	22,516 百万円
合計	22,516 百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

### ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	282,552 百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
<b>有価証券</b>						
その他有価証券のうち満期があるもの	96 百万円	3,190 百万円	－百万円	2,100 百万円	3,100 百万円	57,700 百万円
貸出金	8,879 百万円	7,053 百万円	8,670 百万円	13,434 百万円	6,275 百万円	27,161 百万円
合計	291,529 百万円	10,243 百万円	8,670 百万円	15,534 百万円	9,375 百万円	84,861 百万円

(注) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等35百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

### ⑤ 借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	408,204 百万円	1,236 百万円	－百万円	0 百万円	0 百万円	－百万円
借用金	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	10,500 百万円
合計	408,204 百万円	1,236 百万円	－百万円	0 百万円	0 百万円	10,500 百万円

(注) 1. 貯金のうち、要求払資金については「1年以内」に含めています。

2. 借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

## 4. 有価証券に関する事項

### (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

#### ① 売買目的有価証券

該当はありません。

#### ② 満期保有目的の債券

該当はありません。

#### ③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,355百万円	1,809百万円	453百万円
	債券			
	国債	36,532百万円	38,038百万円	1,505百万円
	地方債	2,399百万円	2,422百万円	23百万円
	金融債	1,200百万円	1,203百万円	3百万円
	社債	2,000百万円	2,020百万円	20百万円
	外国証券	1,500百万円	1,654百万円	154百万円
	受益証券	303百万円	306百万円	2百万円
	小計	45,291百万円	47,454百万円	2,163百万円
	債券			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国債	16,625百万円	16,574百万円	△50百万円
	社債	1,499百万円	1,497百万円	△2百万円
	金融債	800百万円	799百万円	△0百万円
	社債	1,000百万円	976百万円	△23百万円
	受益証券	3,261百万円	3,154百万円	△106百万円
	小計	23,186百万円	23,004百万円	△182百万円
合計		68,478百万円	70,458百万円	1,980百万円

(注) 上記差額合計から、繰延税金負債546百万円を差し引いた金額1,433百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。  
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	1,552 百万円	267百万円	一百万円
債券	84,777 百万円	424百万円	29百万円
受益証券	9,236 百万円	387百万円	一百万円
合計	95,565 百万円	1,078百万円	29百万円

## 5.退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

#### ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

#### ② 確定給付制度

##### a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	879 百万円
退職給付費用	76 百万円
退職給付の支払額	△152 百万円
期末における退職給付引当金	803 百万円

##### b 退職給付債務と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	803 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	803 百万円

退職給付引当金	803 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	803 百万円

##### c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	76 百万円
----------------	--------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は11百万円です。

また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は168百万円です。

## 6. 税効果会計に関する事項

### (1) 總延税金資産および總延税金負債の発生原因別の主な内訳等

總延税金資産	
退職給付引当金超過額	221百万円
相互援助積立金超過額	174百万円
貸倒引当金超過額	39百万円
減価償却超過額	22百万円
賞与引当金超過額	13百万円
未払事業税	13百万円
總延資産償却超過額	1百万円
役員退職慰労引当金超過額	2百万円
開発費償却超過額	3百万円
その他	2百万円
總延税金資産小計	496百万円
評価性引当額	△401百万円
總延税金資産合計(A)	94百万円
總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△546百万円
總延税金負債合計(B)	△546百万円
總延税金負債の純額(A)+(B)	△451百万円

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.39%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.57%
事業分量配当金	△8.12%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.30%
住民税均等割等	0.35%
評価性引当額の増減	4.60%
税率変更による期末總延税金資産の減額修正	0.31%
その他	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.89%

### (3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日以後に開始する年度に解消が見込まれる一時差異にかかる總延税金資産および總延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.39%から27.61%となります。この税率変更により、總延税金資産が3百万円減少し、法人税等調整額が3百万円増加しています。

## 7. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

## 8. その他の事項

該当する事項はありません。

**【平成26年度】(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)**

### 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。  
その他有価証券  
時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)  
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。  
建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年~50年です。  
建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年~15年です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5

年)に基づいて償却しています。

(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。

#### (7) 引当金の計上方法

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

##### ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

##### ⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、山梨県JAバンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。

#### (8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

## 2.貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、685百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として土地があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	13百万円	57百万円	70百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

##### 担保に供している資産

預け金 100百万円

##### 担保資産に対応する債務

貯 金 8百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金29,000百万円、有価証券907百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。

なお、その他の資産には、保証金1百万円が含まれています。

(4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。

(5) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

(6) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は238百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(7) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は238百万円です。

なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は2,465百万円です。

(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,178百万円が含まれています。

(12) 借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,500百万円です。

### 3.金融商品に関する事項

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

##### ② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借用金は自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引は、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引等を行っています。これらは、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

###### b 市場リスクの管理

###### (a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には企画管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

###### (b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しています。

###### (c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会およびリスク管理委員会において定期的に報告されています。

###### (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、取引状況のモニタリング、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

###### (e) 市場リスクに係る定量的情報

###### （トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの債券先物取引等です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,515百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

###### c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

##### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるもの）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準じる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	302,674百万円	302,516百万円	△157百万円
金銭の信託			
その他目的	1,957百万円	1,957百万円	-一百万円
有価証券			
その他有価証券	79,358百万円	79,358百万円	-一百万円
貸出金	69,616百万円	-一百万円	-一百万円
貸倒引当金	△367百万円	-一百万円	-一百万円
貸倒引当金控除後	69,249百万円	70,392百万円	1,142百万円
資産計	453,240百万円	454,225百万円	985百万円
貯金	436,893百万円	436,679百万円	△214百万円
借用金	10,500百万円	10,500百万円	-一百万円
負債計	447,393百万円	447,179百万円	△214百万円

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金105百万円を含めています。

## ② 金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

## c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

## d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 借用金

借用金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

## 貸借対照表計上額

外部出資	22,519 百万円
合計	22,519 百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

## ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	302,674百万円	-一百万円	-一百万円	-一百万円	-一百万円	-一百万円
有価証券						
その他有価証券 のうち満期が あるもの	2,000百万円	-一百万円	2,100百万円	1,100百万円	10,100百万円	51,200百万円
貸出金	9,814百万円	8,853百万円	14,245百万円	6,719百万円	6,696百万円	23,174百万円
合 計	314,488百万円	8,853百万円	16,345百万円	7,819百万円	16,796百万円	74,374百万円

(注) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等7百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

##### ⑤ 借用金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	435,908百万円	940百万円	43百万円	1百万円	0百万円	一百万円
借用金	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	10,500百万円
合 計	435,908百万円	940百万円	43百万円	1百万円	0百万円	10,500百万円

(注) 1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2.借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

#### 4.有価証券に関する事項

##### (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです

###### その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,985百万円	3,174百万円	1,189百万円
	債券			
	国債	50,689百万円	52,115百万円	1,426百万円
	地方債	7,898百万円	8,073百万円	174百万円
	社債	3,000百万円	3,027百万円	27百万円
	外国証券	1,500百万円	1,665百万円	165百万円
	受益証券	3,956百万円	4,784百万円	828百万円
	小計	69,029百万円	72,840百万円	3,811百万円
	株式	247百万円	242百万円	△5百万円
	債券			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国債	999百万円	992百万円	△6百万円
	地方債	1,000百万円	993百万円	△6百万円
	金融債	600百万円	598百万円	△1百万円
	受益証券	3,921百万円	3,690百万円	△230百万円
	小計	6,768百万円	6,518百万円	△250百万円
合計		75,798百万円	79,358百万円	3,560百万円

(注) 上記差額合計から、繰延税金負債984百万円を差し引いた金額2,575百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

##### (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	2,202百万円	388百万円	6百万円
債券	269,858百万円	668百万円	4百万円
受益証券	23,139百万円	289百万円	196百万円
合計	295,199百万円	1,346百万円	208百万円

#### 5.金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,957百万円	2,000百万円	△42百万円	-一百万円	△42百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産11百万円を差し引いた金額△30百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

#### 6.退職給付に関する事項

##### (1) 退職給付

###### ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

###### ② 確定給付制度

###### a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	803百万円
退職給付費用	49百万円
退職給付の支払額	△77百万円
期末における退職給付引当金	775百万円

## b 退職給付債務と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	775百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	775百万円
退職給付引当金	775百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	775百万円

## c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	49百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は11百万円です。

また、存続組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は165百万円です。

## 7.税効果会計に関する事項

## (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	214百万円
相互援助積立金超過額	209百万円
貸倒引当金超過額	37百万円
減価償却超過額	22百万円
賞与引当金超過額	13百万円
未払事業税	15百万円
役員退職慰労引当金超過額	4百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	520百万円
評価性引当額	△418百万円
繰延税金資産合計(A)	101百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△973百万円
繰延税金負債合計(B)	△973百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△871百万円

## (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.61%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.43%
事業分量配当金	△7.48%
住民税均等割等	0.34%
評価性引当額の増減	1.46%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.01%
その他	△0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.32%

## 8.キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

## 財務諸表の適正性等にかかる確認

### 確 認 書

- ① 私は、平成26年4月1日から平成27年3月31までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告しております。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成27年6月30日  
山梨県信用農業協同組合連合会  
代表理事理事長 岩下邦夫



(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

## II 損益の状況

DISCLOSURE 2015

### ●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	6,665	6,189	7,849	5,881	6,347
経常利益	1,533	947	904	1,092	1,155
当期剩余金	1,141	819	679	793	860
出資金 (出資口数)	15,402 (1,540,255口)	15,672 (1,567,255口)	15,672 (1,567,255口)	15,672 (1,567,255口)	15,672 (1,567,255口)
純資産額	22,901	23,939	26,073	26,329	27,714
総資産額	430,858	430,558	442,706	448,707	478,039
貯金等残高	396,291	395,207	404,502	409,441	436,893
預け金残高	256,503	252,312	292,896	282,552	302,674
有価証券残高	79,369	79,678	50,126	70,458	79,358
貸出金残高	70,793	74,062	74,438	71,510	69,511
剩余金配当金額	363	481	385	585	585
普通出資配当額	125	125	125	125	125
後配出資配当額	137	155	159	159	159
事業分量配当額	100	200	100	300	300
職員数	107人	111人	107人	103人	100人
単体自己資本比率（新基準）	29.64%	29.63%	27.24%	30.30%	24.56%

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

### ●利益総括表

(単位：百万円， %)

項目	平成25年度	平成26年度	増減
資金運用収支	1,467	1,470	3
役務取引等収支	569	511	△ 58
その他事業収支	556	640	84
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,594 (0.57)	2,622 (0.55)	28 (△ 0.02)

(注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用  
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用  
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支  
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

## ●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	平成25年度			平成26年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	455,424	3,657	0.80	476,052	3,928	0.82
うち預け金	324,784	1,822	0.56	327,675	1,957	0.59
うち有価証券	44,161	535	1.21	59,849	540	0.90
うち貸出金	74,237	1,269	1.70	71,151	1,202	1.68
資金調達勘定	452,787	2,189	0.48	470,547	2,267	0.48
うち貯金・定積	433,476	2,088	0.48	453,514	2,161	0.47
うち借用金	9,623	86	0.89	10,500	107	1.02
総資金利ざや	—	△ 0.13	—	—	—	△ 0.12

(注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率

資金調達原価率 = (資金調達費用(貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借用金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借用金 + その他(貸付留保金, 従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## ●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	平成25年度増減額	平成26年度増減額
受取利息		
うち貸出金	△ 35	80
うち預け金	△ 46	△ 67
うち有価証券	34	135
うちその他の受入利息	△ 52	5
うちその他の受入利息	28	7
支払利息	190	77
うち貯金・定積	221	73
うち借用金	0	20
うちその他の支払利息	△ 31	△ 8
差 引	△ 226	3

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

### III 事業の概況

DISCLOSURE 2015

#### ●貯金に関する指標

##### 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	平成25年度		平成26年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	27,105	6.2	24,401	5.4	△ 2,704
定期性貯金	406,069	93.7	428,935	94.6	22,866
その他の貯金	301	0.1	176	0.0	△ 125
合計	433,476	100.0	453,514	100.0	20,038

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金  
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

##### 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	平成25年度		平成26年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	396,668	100.0	424,528	100.0	27,860
うち固定金利定期	396,668	100.0	424,528	100.0	27,860
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

#### ●貸出金等に関する指標

##### 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	平成25年度		平成26年度		増減
手形貸付	203		127		△ 76
証書貸付	59,893		56,516		△ 3,377
当座貸越	1,961		2,144		183
金融機関貸付	12,180		12,363		183
割引手形	—		—		—
合計	74,237		71,151		△ 3,086

##### 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	平成25年度		平成26年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	38,544	53.9	37,049	53.3	△ 1,495
変動金利貸出	32,966	46.1	32,461	46.7	△ 505
合計	71,510	100.0	69,511	100.0	△ 1,999

### 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
貯金・定期積金等	375	374	△ 1
有価証券	260	160	△ 100
不動産	2,631	2,431	△ 200
その他担保物	30	150	120
小計	3,296	3,116	△ 180
農業信用基金協会保証	591	517	△ 74
その他保証	934	786	△ 148
小計	1,526	1,303	△ 223
信用	66,687	65,091	△ 1,596
合計	71,510	69,511	△ 1,999

### 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	109	91	△ 18
その他担保物	—	—	—
小計	109	91	△ 18
信用	145	137	△ 8
合計	255	228	△ 27

### 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円， %)

種類	平成25年度		平成26年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	2,615	3.7	2,223	3.2	△ 392
運転資金	68,895	96.3	67,288	96.8	△ 1,607
合計	71,510	100.0	69,511	100.0	△ 1,999

### 貸出金の業種別残高

(単位：百万円， %)

種類	平成25年度		平成26年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	30	0.0	30	0.0	30
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	2,361	3.3	2,216	3.2	△ 145
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	30	0.0	30	0.0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
運輸・通信業	4,142	5.8	4,083	5.9	△ 59
卸売・小売・飲食業	1,484	2.1	1,552	2.2	68
金融・保険業	14,378	20.1	14,542	20.9	164
不動産業	2,114	3.0	1,918	2.8	△ 196
サービス業	9,554	13.4	9,441	13.6	△ 113
地方公共団体	33,376	46.7	31,806	45.8	△ 1,570
その他	4,039	5.6	3,890	5.6	△ 149
合計	71,510	100.0	69,511	100.0	△ 1,999

## 主要な農業関係の貸出金残高

### ①営農類型別

(単位：百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
農業	92	30	△62
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	92	30	△62
農業関連団体等	282	250	△32
合計	374	280	△94

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

### ②資金種類別

#### (貸出金)

(単位：百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
プロパー資金	20	30	10
農業制度資金	354	250	△104
農業近代化資金	282	235	△47
その他制度資金	72	15	△57
合計	374	280	△94

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

#### (受託貸付金)

(単位：百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
日本政策金融公庫資金	1,394	1,219	△175
その他	6,503	5,897	△606
合計	7,898	7,116	△782

## ●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	平成25年度				平成26年度					
	期首高	期中增加額	期中減少額		期末高	期首高	期中增加額	期中減少額		期末高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	250	240	—	250	240	240	233	—	240	233
個別貸倒引当金	128	144	—	128	144	144	134	—	144	134
合 計	378	384	—	378	384	384	367	—	384	367

## ●貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	平成25年度		平成26年度	
	貸出金償却額	0	—	—

## ●リスク管理債権

### リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	280	238	△ 42
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	280	238	△ 42

#### (注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

#### 2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

#### 3. 3ヶ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

#### 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## ●金融再生法に基づく開示債権

### 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				合計
		担保	保証	引当		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	1	1	—	0	1	
危険債権	238	82	22	133	238	
要管理債権	5	2	—	—	2	
小計	246	85	22	134	242	
正常債権	69,511					
合計	69,758					

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号) 第 6 条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したもので。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
3ヶ月以上延滞債権で上記 1 および 2 に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
4. 正常債権  
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## ●有価証券に関する指標

### 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	平成25年度	平成26年度	増減
国債	32,921	43,092	10,171
地方債	1,770	6,451	4,681
短期社債	—	0	0
社債	5,082	4,120	△ 962
株式	956	1,242	286
外国証券	1,500	1,500	—
その他の証券	1,931	3,297	1,366
合計	44,161	59,849	15,688

### 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
<b>平成26年度</b>								
国債	2,014	—	7,996	21,941	1,493	19,663	—	53,108
地方債	—	104	105	—	8,857	—	—	9,066
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	2,007	1,619	—	—	—	—	3,626
株式	—	—	—	—	—	—	3,416	3,416
外国証券	—	—	1,665	—	—	—	—	1,665
その他の証券	—	—	—	—	—	—	8,475	8,475
<b>平成25年度</b>								
国債	—	2,015	—	30,027	10,460	12,110	—	54,613
地方債	—	—	212	—	3,708	—	—	3,920
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	5,000	—	—	—	—	5,000
株式	—	—	—	—	—	—	1,809	1,809
外国証券	—	—	—	1,654	—	—	—	1,654
その他の証券	96	1,190	—	—	—	—	2,174	3,461

## ●有価証券の時価情報等

### 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	68,478	70,458	1,980	75,798	79,358	3,560
合計	<b>68,478</b>	<b>70,458</b>	<b>1,980</b>	<b>75,798</b>	<b>79,358</b>	<b>3,560</b>

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
 2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。  
 3. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

### 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	2,000	1,957	△ 42
合計	—	—	—	<b>2,000</b>	<b>1,957</b>	<b>△ 42</b>

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
 2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。  
 3. 他の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としています。

**デリバティブ取引等** デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

#### 1. 金利関連取引

該当する取引はありません。

#### 2. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

#### 3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

#### 4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

### ●受託業務・為替業務等に関する指標

#### 受託貸付金

(単位：百万円)

受 託 先	平成25年度	平成26年度	増 減
株式会社日本政策金融公庫	1,394	1,219	△ 175
独立行政法人住宅金融支援機構	6,427	5,825	△ 602
独立行政法人福祉医療機構	76	72	△ 4
合 計	7,898	7,116	△ 782

#### 内国為替

(単位：百万円)

種 類	平成25年度		平成26年度		
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	
送金・振込為替	件 数	26,813 件	21,096 件	26,081 件	20,985 件
	金 額	340,707	323,098	392,213	401,386
代金取立為替	件 数	1,638 件	190 件	1,528 件	165 件
	金 額	1,964	52	2,304	44
雑為替	件 数	1,856 件	5,731 件	1,774 件	5,416 件
	金 額	1,349	8,610	1,325	10,361
合 計	件 数	30,307 件	27,017 件	29,383 件	26,566 件
	金 額	344,021	331,761	395,842	411,791

#### 国債等の売買の媒介等業務実績

該当する取引はありません。

#### 国債等の窓口販売業務実績

該当する取引はありません。

## IV 経営諸指標

### ●利益率

(単位 : %)

項目	平成25年度	平成26年度	増減
総資産経常利益率	0.22	0.22	0.00
純資産経常利益率	4.43	4.65	0.22
総資産当期純利益率	0.16	0.17	0.01
純資産当期純利益率	3.22	3.46	0.24

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100  
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100  
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剩余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100  
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剩余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### ●貯貸率・貯証率

(単位 : %)

区分	平成25年度	平成26年度	増減
貯貸率	期末	17.46	15.91 △ 1.55
	期中平均	17.12	15.68 △ 1.44
貯証率	期末	17.20	18.16 0.96
	期中平均	10.18	13.19 3.01

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100  
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100  
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

# V 自己資本の充実の状況

DISCLOSURE 2015

## ●自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、平成27年3月末における自己資本比率は、24.56%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、期限付劣後債務、永久劣後債務により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	50億円（前年度50億円）

#### 後配出資金

項目	内容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	106億円（前年度106億円）

#### 回転出資金

項目	内容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2億円（前年度3億円）

#### 期限付劣後債務

項目	内容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	63億円（前年度70億円）
償還期限	平成36年3月20日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

#### 永久劣後債務

項目	内容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	31億円（前年度35億円）
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による破産手続きの場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1ヶ月前までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## 自己資本の構成

平成 25 年度

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）	
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	24,009
うち、出資金および資本準備金の額	15,672
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	8,922
うち、外部流出予定額（△）	585
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	871
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	871
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,800
うち、回転出資金の額	300
うち、上記以外に該当するものの額	10,500
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	35,680
コア資本に係る調整項目（2）	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計	—
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	378
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	—
自己資本	
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	35,680
リスク・アセット等（3）	
信用リスク・アセットの額の合計額	113,106
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 47,743
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	378
うち、繰延税金資産	—
うち、前払年金費用	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 48,121
うち、上記以外に該当するものの額	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,628
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	117,735
自己資本比率	
自己資本比率（（ハ）／（二））	30.30%

- (注) 1. 農協法第11条の第2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係るべき算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーションナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

平成 26 年度

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）	
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	24,284
うち、出資金および資本準備金の額	15,672
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	9,197
うち、外部流出予定額（△）	585
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	990
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	990
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	9,720
うち、回転出資金の額	270
うち、上記以外に該当するものの額	9,450
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	34,995
コア資本に係る調整項目（2）	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計	59
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	59
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額（口）	59
自己資本	
自己資本の額（（イ）－（口））（ハ）	34,935
リスク・アセット等（3）	
信用リスク・アセットの額の合計額	137,994
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 31,841
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除外）	236
うち、繰延税金資産	—
うち、前払年金費用	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 32,077
うち、上記以外に該当するものの額	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,208
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	142,202
自己資本比率	
自己資本比率（（ハ）／（二））	24.56%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーションナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		平成25年度			平成26年度		
信用リスク・アセット		エクスボージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスボージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	我が国の中央政府および中央銀行向け	53,974	—	—	53,182	—	—
	我が国的地方公共団体向け	37,280	—	—	40,714	—	—
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1,001	100	4	1,000	100	4
	地方三公社向け	55	11	0	27	5	0
	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	287,369	57,473	2,298	310,442	62,088	2,483
	法人等向け	26,434	16,822	672	26,096	15,299	611
	中小企業等向けおよび個人向け	58	43	1	49	36	1
	抵当権付住宅ローン	572	181	7	544	172	6
	不動産取得等事業向け	564	564	22	504	504	20
	3ヶ月以上延滞等	38	37	1	9	8	0
	信用保証協会等による保証付	593	30	1	519	28	1
	出資等	4,284	4,284	171	6,300	6,300	252
	他の金融機関等の対象資本調達手段	32,080	80,202	3,208	32,077	80,194	3,207
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの	94	237	9	101	254	10
	複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	132	27	1	11,973	3,854	154
	証券化	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	△ 47,743	△ 1,909	△ 31,841	△ 1,273		
	上記以外	3,208	832	33	3,598	767	30
	標準的手法を適用するエクスボージャー別計	447,743	113,105	4,524	487,142	137,774	5,510
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	213	8	
	中央清算機関連エクスボージャー	32	0	0	305	6	0
	信用リスクアセット額の合計額	447,775	113,106	4,524	487,448	137,994	5,519
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額			
	a	b=a×4%	a	b=a×4%			
	4,628	185	4,208	168			
所要自己資本額	リスクアセット等(分母) 合計	所要自己資本額	リスクアセット等(分母) 合計	所要自己資本額			
	a	b=a×4%	a	b=a×4%			
	117,735	4,709	142,202	5,688			

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスボージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーションナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益}(正の値の場合に限る}) \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## ●信用リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、「信用リスク管理要綱」を定めて適切に管理しています。
- 信用リスク管理の手法は、与信先の債務償還能力判定の基準として信用格付制度の実施、資産の自己査定、個別与信審査、各種シーリング（無担保与信限度額）管理、大口与信管理を定めております。
- 与信審査については、フロント・営業企画部署から独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。
- また、内部格付等に応じた与信限度枠の設定により企業ごとのシーリング管理を通じてリスク量のコントロールを行っています。
- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。この要領では資産の自己査定の結果に基づき、回収の危険性または価値の毀損の度合の程度に応じて、適正な償却・引当を行うことを目的としています。
- 具体的には、正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権については、キャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

### ◇標準的手法に関する事項

- 当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。
1. リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所( JCR )
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク ( Moody's )
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス ( S&P )
フィッチレイティングスリミテッド ( Fitch )

2. リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

**信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）および3ヶ月以上延滞エクスポートの期末残高**  
(単位：百万円)

		平成25年度				平成26年度					
		信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3ヶ月以上延滞エクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3ヶ月以上延滞エクスポートの残高	
	国内	446,245	72,395	62,092	—	38	485,912	70,363	64,234	—	9
	国外	1,530	—	1,530	—	—	1,535	—	1,535	—	—
	地域別残高計	447,775	72,395	63,622	—	38	487,448	70,363	65,769	—	9
法人	農業	21	21	—	—	—	22	22	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	2,361	2,361	—	—	—	2,978	2,222	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2,144	2,144	—	—	—	1,948	1,948	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,009	—	1,009	—	—	1,009	—	1,009	—	—
	運輸・通信業	6,305	4,947	—	—	—	6,367	4,887	—	—	—
	金融・保険業	325,614	16,899	4,534	—	—	345,074	17,056	3,137	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	11,878	10,775	1,002	—	—	11,824	10,722	1,002	—	—
	日本国政府・地方公共団体	91,282	33,381	57,076	—	—	92,683	31,808	60,620	—	—
	上記以外	6	6	—	—	—	7	7	—	—	—
	個人	1,856	1,856	—	—	38	1,687	1,687	—	—	9
	その他	5,294	—	—	—	—	23,843	—	—	—	—
	業種別残高計	447,775	72,395	63,622	—	38	487,448	70,363	65,769	—	9
期限の定めのないもの	1年以下	288,860	6,269	—	—	308,509	3,791	2,000	—		
	1年超3年以下	10,748	8,748	2,000	—	22,249	20,143	2,105	—		
	3年超5年以下	25,049	19,832	5,217	—	23,420	12,429	10,990	—		
	5年超7年以下	43,086	12,998	30,087	—	31,585	10,534	21,051	—		
	7年超10年以下	36,374	22,171	14,203	—	29,154	18,947	10,207	—		
	10年超	14,250	2,136	12,114	—	23,807	4,392	19,415	—		
	残存期間別残高計	447,775	72,395	63,622	—	487,448	70,363	65,769	—		
	平均残高計	452,530	85,414	41,274	0	467,536	81,646	55,309	—		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化工エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「3ヶ月以上延滞エクスポート」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

### 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

#### 1. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	250	240		250	240	240	233		240	233
個別貸倒引当金	128	144	—	128	144	144	134	—	144	134

#### 2. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

法 人	平成25年度							平成26年度							
	個別貸倒引当金							貸出金 償却	個別貸倒引当金						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高				期首 残高	期中 増加額	期中減少額				
	目的 使用	その他	目的 使用	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設・不動 産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・ 熱供給・水 道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融・保険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売・小売・飲 食・サービス業	104	105	—	104	105	—	105	97	—	105	97	—	—	—	
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	24	39	—	24	39	—	39	37	—	39	37	—	—	—	
業種別計	128	144	—	128	144	—	144	134	—	144	134	—	—	—	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

**信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高**

(単位:百万円)

		平成25年度			平成26年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	94,462	94,462	—	98,599	98,599
	2%	—	32	32	—	305	305
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	1,317	1,317	—	1,290	1,290
	20%	4,215	287,434	291,649	3,805	310,508	314,314
	35%	—	555	555	—	528	528
	50%	11,390	1	11,392	14,260	1	14,261
	75%	—	58	58	—	49	49
	100%	5,760	42,827	48,588	2,909	16,114	19,023
	150%	—	3	3	—	32,079	32,079
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	94	94	—	101	101
その他		—	—	—	—	7,130	7,130
1250%		—	—	—	—	—	—
<b>合 計</b>		<b>21,366</b>	<b>426,787</b>	<b>448,153</b>	<b>20,975</b>	<b>466,709</b>	<b>487,684</b>

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」において定めています。
- 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。  
適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。
- 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。
- 貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかるわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。
- 担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	130	72	—	135	166	—
中小企業等向けおよび個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	6	—	—	6	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
3ヶ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	30	—	—	30	—	—
合計	160	79	—	165	172	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことといい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## ●派生商品取引のリスクに関する事項

### ◇派生商品取引のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、市場リスク(オーバーランスを含む)管理の基本的方針、体制、手法等を規定した「市場リスク管理要綱」の中でリスク管理の方針を定めています。派生商品取引は市場として確立された取引手法により、原則として収支変動へのヘッジ目的として行っています。なお、取引にあたっては、毎年度、リスク限度額として派生商品取引の種類毎に「ディーリングの取引運用基準」、「債券オプション取引運用基準」、「株券オプション取引運用基準」等において極度枠を定め、取引を行っています。

### (1) 派生商品取引の内訳

	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポートージャー方式	カレント・エクスポートージャー方式

#### 平成25年度

該当する取引はありません。

#### 平成26年度

(単位:百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債権	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	8,187	—	—	—	8,187
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	8,187	—	—	—	8,187
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合計	—	8,187	—	—	—	8,187

- (注) 1. 「カレント・エクスポートージャー方式」とは、派生商品取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛け目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。  
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。  
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

### (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

### (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## ●証券化工クスポートナーに関する事項

### ◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化工クスポートナー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートナーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートナーのことです。

当会における証券化工クスポートナーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

証券化工クスポートナーの取得につきましては、毎事業年度ごとに定める国債等債券取引運用基準に基づき行い、余裕金運用方針において発行体別取得限度額を設け管理を行っております。

### ◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化工クスポートナーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

### ◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

### ◇証券化工クスポートナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化工クスポートナーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター( R&I )
株式会社日本格付研究所( J C R )
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク( M o o d y ' s )
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス( S & P )
フィッチレーティングスリミテッド( F i t c h )

### ◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

## (1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートナーに関する事項

該当する取引はありません。

## (2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートナーに関する事項

該当する取引はありません。

## ●オペレーション・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーション・リスクについての管理の基本方針を「オペレーション・リスク管理要綱」に定め、オペレーション・リスクを事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスク、業務継続リスクに分類し、リスク発現の抑制に努め管理しています。

リスクマネジメントの基本的考え方は、各リスク管理部署において、部門業務に内在するリスクを抽出しリスクが顕在化した場合の影響度合いにより選別して管理対象とし、そのリスク発現抑制を図ることとしています。

### ◇オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーション・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーション・リスク相当額を算出する方法です。  
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## ●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ◇出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクspoージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

#### ○ その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。

#### ○ 外部出資勘定の株式または出資

当会の外部出資勘定には、関連団体への出資金および株式を計上しております。外部出資の取扱いにつきましては、定款の定めに基づき出資等の決定を行い、信用リスク管理の枠組みにおいてリスク管理を行っています。

### (1) 出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	1,809	1,809	3,416	3,416
非上場	22,516	22,516	22,519	22,519
合計	<b>24,325</b>	<b>24,325</b>	<b>25,936</b>	<b>25,936</b>

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### (2) 出資その他これに類するエクspoージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成25年度			平成26年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
267	—	—	388	6	—

### (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成25年度		平成26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
453	0	1,189	5

### (4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益の額はありません。

## ●金利リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配意した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクマネジメントにかかる運営状況（市場概況、リスク管理委員会の主要決定事項、市場ポートフォリオの概況、当面の市場運用の考え方等）について、四半期ごとに理事会に報告する体制をとっています。

### ◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、99パーセンタイル値による金利リスク量（保有期間240営業日、観測期間5年）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象はすべての金融資産・負債としています。

コア貯金（明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間滞留する貯金）については、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量（▲）

算出した金利リスク量は毎月ALM委員会および理事会に報告しています。

また、これらの情報を踏まえ毎月運用方針を決定しています。

### 内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 1,562	△ 1,383

# VI 役員等の報酬体系

DISCLOSURE 2015

## 1. 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日または半期毎（9・3月）に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	52	5

（注1）対象役員は、経営管理委員7名、理事4名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等

#### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員7人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2. 職員等

### ・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

（注1）対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

（注2）「同等額」は、平成26年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3）平成26年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

## 3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

## 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

### 単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）

#### 1 概況および組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織 ..... 31
- (2) 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名 30
- (3) 事務所の名称および所在地 ..... 31
- (4) 特定信用事業代理業者に関する事項 ..... 31

#### 2 主要な業務の内容

#### 3 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 ..... 51
- (2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況
  - a 経常収益 ..... 49
  - b 経常利益または経常損失 ..... 49
  - c 当期剰余金または当期損失金 ..... 49
  - d 出資金および出資口数 ..... 49
  - e 純資産額 ..... 49
  - f 総資産額 ..... 49
  - g 貯金等残高 ..... 49
  - h 貸出金残高 ..... 49
  - i 有価証券残高 ..... 49
  - j 単体自己資本比率 ..... 49
  - k 剰余金の配当の金額 ..... 49
  - l 職員数 ..... 49
- (3) 直近の二事業年度における事業の状況
  - a 主要な業務の状況を示す指標 ..... 49
  - b 貯金に関する指標 ..... 51
  - c 貸出金等に関する指標 ..... 51
  - d 有価証券に関する指標 ..... 55

#### 4 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 ..... 4
- (2) 法令遵守の体制 ..... 5
- (3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況 ..... 20
- (4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 ..... 10

#### 5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書  
または損失金処理計算書 ..... 34
- (2) 貸出金にかかる額およびその合計額
  - a 破綻先債権に該当する貸出金 ..... 54
  - b 延滞債権に該当する貸出金 ..... 54
  - c 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 ..... 54
  - d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ..... 54
- (4) 自己資本の充実の状況 ..... 59
- (5) 取得価額または契約価額、時価および評価損益
  - a 有価証券 ..... 56
  - b 金銭の信託 ..... 56
  - c デリバティブ取引 ..... 57
  - d 金融等デリバティブ取引 ..... 57
  - e 有価証券関連店頭デリバティブ取引 ..... 57
- (6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 ..... 54
- (7) 貸出金償却の額 ..... 54

### その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）

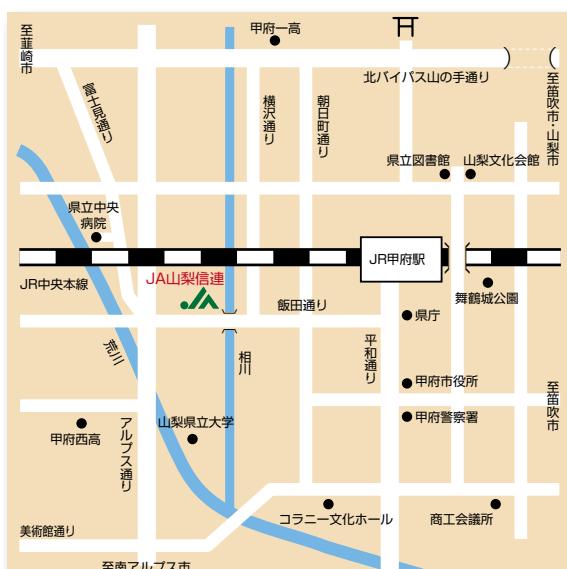
- 役員等の報酬体系 ..... 73

## インターネット・ホームページのご案内



<http://jabank-yamanashi.or.jp/>

QR コードはこちら



### 山梨県信用農業協同組合連合会

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号

☎ 055-223-3514

J  
A  
山  
梨  
信  
連  
か  
ら  
の  
お  
知  
ら  
せ

J  
A  
山  
梨  
信  
連



Disclosure 2015

 JA山梨信連  
山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1-20  
TEL 055-223-3514

JAバンク山梨  
<http://www.jabank-yamanashi.net/>



この印刷物は米ぬか油を使用した  
ライスインキを使用しています。